

第 1 9 1 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 1 9 年 3 月 1 4 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成19年 3月14日 午前10時00分開議
午後 3時25分閉会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（54人）

委員	長	坪田智十司	副委員	長	堺孝悦
委員		山本留義	委員		白井二郎
"		村中徹也	"		川端一義
"		川下八十美	"		新谷功
"		濱田栄子	"		高田正俊
"		村川壽司	"		東健而
"		澤藤一雄	"		石田勝弘
"		富岡幸夫	"		杉浦守彦
"		柴田峯生	"		久保田昌司
"		横垣成年	"		工藤孝夫
"		大澤敬作	"		松野裕而
"		東谷正司	"		東谷良久
"		佐々木隆徳	"		立石政男
"		竹本強	"		坂井一利
"		福永忠雄	"		板井磯美
"		田澤光雄	"		徳誠
"		佐々木肇	"		鎌田ちよ子
"		菊池広志	"		野呂泰喜
"		杉浦洋	"		千賀武由
"		目時睦男	"		澤田博文
"		菊池清	"		柏谷均
"		工藤清四郎	"		服部清三郎
"		杉本清記	"		慶長徳造
"		佐藤司	"		牛滝春夫
"		本間千佳子	"		半田義秋
"		斉藤孝昭	"		中村正志
"		富岡修	"		宮下順一郎

○欠席委員（8人）

委員	小林	正	委員	菊池	一郎
"	千船	司	"	飛内	賢司
"	赤松	功	"	田高	利美
"	工藤	直義	"	川端	澄男

○説明のため出席した者

助	役	田頭	肇
収	入	役	田中
教	育	長	牧野
公	営	企	業
管	理	者	杉山
總	務	部	長
齋	藤		純
總	務	部	稅
務	部	稅	務
調	整	監	佐藤
忠			美
總	務	部	理
事	出	納	室
長			西堀
敏			夫
企	画	部	長
渡	邊		悟
民	生	部	長
高	橋		勉
保	健	福	祉
部	長		名久井
耕			一
經	濟	部	長
佐	藤		純
一			
建	設	部	長
成	田		豐
教	育	部	長
宮	下		孝
信			
教	育	委	員
會	事	務	局
理	事		新
加			水
公	営	企	業
局	長		小
川			照
久			
總	務	部	次
長			千
船			藤
四			郎
企	画	部	財
政	調	整	監
近	原		芳
榮			
民	生	部	次
長			阿
部			昇
保	健	福	祉
部	次		長
佐	藤		節
雄			
保	健	福	祉
部	副	理	事
介	護	福	祉
課	長		佐
々			木
順			
公	営	企	業
局	副	理	事
水	道	課	長
菊	池		正
公	営	企	業
局	副	理	事
總	務	課	長
石	田		武
男			
公	営	企	業
局	業	務	調
整	監		熊
谷			謙
一			
公	営	企	業
局	水	道	技
術	專	門	監
酒	井		孝
總	務	部	稅
務	課	長	對
馬			映
子			
企	画	部	企
画	課	長	奧
島			慎
一			
民	生	部	國
民	年	金	課
長			福
島			利
久			

保健福祉部介護福祉課總括主幹	岩 崎 若 男
保健福祉部介護福祉課長補佐	美 濃 邦 彦
建設部下水道課長	鈴 木 克 郎
公営企業局浄水課長	成 田 等
川内庁舎所長	佐 藤 吉 男
大畑庁舎所長	伴 邦 雄
大畑庁舎産業振興課長	澤 谷 松 夫
脇野沢庁舎所長	船 澤 桂 逸
総務部総務課長	鴨 澤 信 幸
総務部総務課行政係長	吉 田 真
総務部総務課行政係主査	中 野 敬 三

○事務局出席者

事務局長	小 島 昭 夫	次	長	高 田 文 明
總括主幹	工 藤 昌 志	主	幹	柳 田 諭
庶務係長	金 澤 寿々子	庶務係主査	主査	濱 村 勝 義
調査係主査	青 山 諭	議事係主任	任	葛 西 信 弘

(午後10時00分 開議)

○委員長(坪田智十司) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は52人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

昨日は、歳出までの審議が終わっておりますので、本日は歳入から審査してまいります。歳入に入る前に昨日の服部委員からの出稼ぎ者の健診について再度発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坪田智十司) ご異議なしと認めます。

それでは、服部委員、お願いします。

○委員(服部清三郎) 機会を与えていただきありがとうございました。

実は、きのう私の方から旧大畑町の出稼ぎ者の、要するに健康診断の関係で質疑をしたわけでありまして。その際の答弁では、やったかやらないかわからないというのが第1回目でありました。2回目の私のお尋ねは、やったかやらないかわからないということに対してお尋ねするのも変ですが、できればやったかやらないかというのをはっきりさせてほしいなと言ったら、やりましたという、こういう答弁であったわけです。そこで私は、では具体的にどうなされたのか、連絡関係も含めてどうなのですかと言ったら、連絡関係は十分にしながら実施をしたと、こういう答弁であったと思います。これ3回目なものですから、実は手を挙げたのですが、3回で打ち切りと、こういうことなものですから、それを違反したくないものですから、私そのまま下がったわけでありまして。

結論からいうと、具体的に話をさせていただければ、私はあえてこの場に立って再度お尋ねすることはなかったのですが、たまたま帰りましてから調査をいたしました。そうしましたら、今まで大畑でとってきたのは、県の方にお願いをして、正月明け早々、出稼ぎ者がいる間ですから、早々、例えば4日、5日、これを何とかということでも無理してまでも実は実施してきておったわけでありまして。ところが、聞いた結果、これが変わっております。変わっておるといふことなわけです。どう変わったのかというふうなことを聞いた結果、今度はそれをなくしまして、それぞれの大畑診療所なりむつ総合病院とかと言っていましたけれども、そちらの方でやることに指導されましたという。では、その徹底はどう図ったのか、こう聞いたら、非常に時間的な制約がありまして、広報にも載せることができない。したがって、ハローワ

ークを通じてお願いしたと。それから、わかる人はそれなりに連絡はしたつもりですが、徹底はできなかつた、こういうことなのであります。したがって、その辺で私としては、きのうの発言はまるで子供の使いみだいだったと思って、非常に残念だと思って、自分なりに時間を費やしたことを申しわけなかつたと思っておったのですが、そうなりますと、従来のパターンとまるっきり変わっているということなのです。

私は、なぜこういうことを言っているかというのは、要するに新年度の予算にその辺をどう組み入れてあるのか、こういった点を聞きたくて、まずやられていないようだという情報が私の方に来たものですから、ああいう発言になったのですが、その辺についてどうなのか、再度答弁を願いたい。

○委員長（坪田智十司） 大畑庁舎産業振興課長。

○大畑庁舎産業振興課長（澤谷松夫） ただいまのお尋ねについてご回答申し上げます。

私の舌足らずな部分がありまして、大変ご迷惑をおかけした形になったのかと思いますので、再度今のお尋ねについてご答弁申し上げます。

実は、従来であれば、出稼協議会の要望を受けて県の方で検診車を派遣して、日にちをある程度指定しまして検診業務はやられておりました。合併に伴いまして、そこら辺の出稼ぎ業務そのものの健康診断ということなのですけれども、県の方でも健康診断車を派遣するに当たりましては、ある程度の人数の予定が必要だというふうなことで、大変厳しくなったみたいな経緯も伺っております。それらのこともありますけれども、それらのことを受けまして、大畑地区といたしましては、平成18年度の最後、要は今平成18年から平成19年に向かって、平成19年の出稼ぎ者用というふうなことで平成18年12月15日出稼ぎを前年度ハローワークに行きまして手続されました方々を対象に検診制度の変わった部分と、あとは事前に診療所に連絡していただきまして検診を受けてくださいという旨のお手紙を差し上げました。その他出稼ぎ者が出稼ぎしてあります事業所49社にもその旨のことは連絡してあったのですけれども、従来の出稼組合が管轄してありました人たちを全部網羅できなかつた場面があつて、多分迷惑かけたことになったかと思っておりますので、従来と違う面は、その日限りの検診というふうなことでなく、期間の限定がなく、年を通じての契約でございますので、それらの分のもし漏れている部分がありますれば、再度確認いたしまして、ご連絡申し上げて検診業務を回していきたいと思っておりますので、そこら辺のことでご容赦願います。

○委員長（坪田智十司） 服部委員。

○委員（服部清三郎） そのような説明をしてくれれば、それなりに質疑をし

たのであります。

ポイントは、なぜ正月明けすぐやるのかということなのです。それは、出稼ぎ者の方々が正月に帰ってくるという前提なのです。ですから、ハローワークを通じて、皆さんの考え方は1年いつでもいいというのは、それは皆さんの机上の計算でしょうけれども、その方々は正月とか盆しか来られない。したがって、そういう設定をしているのです。ですから、そういう方々がハローワークに行かなければわからない、行かない人は知らないわけです、これは。いつも行っていることではないわけですから。ですから、それらの徹底というものは、非常に変わった場合は、もう何十年もやっているわけですから、その変わる場合の一つのパターンとすれば、それ相当の労力を費やしながら徹底を図らなければ、私はきのう質疑したみたいに、てっきりやるものだと思って来たら、わざわざバスに乗って、そうして来たらやられていない、もちろん連絡もない、こういうことになりかねないわけです。したがって、今答弁したことで私は了とはしますけれども、要するにその徹底をきちっと来年度から図ってほしいということなのです。

特に私、今再度申し上げますけれども、正月だけ帰ってくる人が多いのです、これは。しかも、長年やっているものですから、それに期待して、あるいは業者等でも、非常に零細な企業に行っている方々は、それを心待ちにしているのです。そうでないと何千円も出して健康診断を受けなければならないということなのです。こういうことがあるものですから、その辺もう少し緻密にひとつやっていただきたいというふうなことで、それから本年度の予算にはそういう点の措置がなされているのか。今までは、そう来ていただいているものですから、早くしゃべれば無料という格好なのですが、これは有料になったのかどうか、その辺もちょっとお聞きしておきたい。

○委員長（坪田智十司） 大畑庁舎産業振興課長。

○大畑庁舎産業振興課長（澤谷松夫） 新年度に向けての予算的なものは十分確保してあるつもりでございます。もし足りない部分等があれば、予備費的なものもいただきます。もしかすれば、本庁経理と分庁舎経理でございますけれども、予算的なものが不足する場面があれば、そちらの方で対応を十分してもらって、落ち度のないようにしたいと思います。

ちょっと漏れていましたけれども、有料かどうかということにつきましては、平成17年ですけれども、今まで実施されていた項目から血液検査の部分が通常の検診内容からは外れまして、個人負担になっているように伺っております。以下のものにつきましては、うちの方で備えております出稼ぎ台帳を持参していただければ、検査項目は、それに合致したものの検査項目は市

内全部統一なのですけれども、その部分については無料となります。

以上で終わります。

○委員長（坪田智十司） 服部委員。

○委員（服部清三郎） 了解しました。

私の尋ね方も悪かったかもしれませんが、変わっているのであれば、やはり具体的にお示し願いたいということを行っているのですから、ただ単に連絡だけ徹底していると、こういう答弁だけでは非常に不親切だと思うのです。ですから、そういった点を、非常に参与の皆さんがご苦労しているのはわかるのですが、もう少し丁寧に質疑に対して気配りをしていただきたいということを要望いたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（坪田智十司） それでは、歳入の第1款市税から第19款市債まで、一括説明を受け審査いたします。

理事者の説明を求めます。総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） それでは、平成19年度の歳入予算のうち第1款の市税をご説明いたします。予算説明書の10ページをごらんになってください。

まず、第1項の市民税のうち第1目の個人市民税では、前年度より4億1,313万8,000円、20.9%増の23億9,090万9,000円を計上しております。これは、所得税からの税源移譲や定率減税の廃止による影響分などを見込んでおります。

次に、第1項第2目の法人市民税では、前年度より341万2,000円、0.9%減の3億9,637万7,000円を計上しております。これは、大型、中堅企業の収益の減分などを見込んでおります。

次に、第2項の固定資産税のうち第1目の固定資産税では、前年度より7,254万円、3.1%減の22億9,719万円を計上しております。これは、平成18年の地価の下落による減分などを見込んでおります。

次に、第2項第2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金であります。前年度より822万4,000円、9.6%減の7,764万7,000円を計上しております。これは、対象団体の価格改定による減分などを見込んでおります。

次に、第3項の軽自動車税では、前年度より247万4,000円、2.5%増の1億312万5,000円を計上しております。これは、前年度より車両台数107台の増分を見込んでおります。

続きまして、予算書の11ページ、第4項の市たばこ税では、前年度より1,453万7,000円、2.5%減の5億6,351万7,000円を計上しております。これ

は、喫煙環境が一段と厳しくなっていることから、たばこ消費量の減分を見込んでおります。

次に、第5項の特別土地保有税では、前年度より1,000円、4.3%減の2万2,000円を計上しております。これは、特別土地保有税が平成15年度から課税停止となったことから、滞納繰越分の減分を見込んでおります。

次に、第6項の都市計画税では、前年度より983万3,000円、5.1%減の1億8,275万6,000円を計上しております。これは、第2項第1目の固定資産税同様の減分などを見込んでおります。

次に、第7項の入湯税では、前年度より2万8,000円、0.4%増の689万9,000円を計上しております。これは、平成18年度の決算見込みにおける増分を見込んだものであります。

第1款の市税については、以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、続きまして予算書12ページの第2款地方譲与税からご説明いたします。

まず、予算書12ページの地方譲与税でございます。前年度に比べ伸び率で65.7%の大幅な減となっております。この大幅な減の要因でございますが、ちょうどこのページの中ほどに所得譲与税というのがございます。今年度の予算額の欄がゼロとなっておりますが、今年度から三位一体改革での税源移譲として本格的に個人市民税で課税されますことから、前年度までの暫定措置でありましたこの所得譲与税が廃止されるということでございます。それで、地方譲与税全体としては大幅減となるわけでございまして、残った一番上の方の第1項の自動車重量譲与税及び次の第2項の地方道路譲与税については両方とも前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、計上しております。

次に、同じく12ページの下から二つ目のところの第3款利子割交付金についてでございますが、これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額により案分され交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ980万7,000円、伸び率で69.8%の増で計上しております。

次に、第4款の配当割交付金でございますが、これは一定の上場株式等の配当に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額により案分され、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ289万4,000円、伸び率で53%の増で計上しております。

次に、13ページの一番上の第5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、

これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額により案分され、交付されるものでございまして、これも前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ559万5,000円、伸び率で111.3%の増で計上しております。

次に、第6款地方消費税交付金でございますが、これは消費税等と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等により案分され交付されるものでございまして、前年度交付見込額に、これも地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ130万1,000円、伸び率で0.2%の増で計上しております。

次に、同じく13ページ中ほどの第7款自動車取得税交付金についてでございますが、これは自動車取得税の一部が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されるものでございまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ358万円、伸び率で3.8%の減で計上しております。

次に、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてでございますが、これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、残りの10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し、交付されることになっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ467万6,000円、伸び率で4.5%の減で計上しております。

次に、13ページの一番下から14ページにかけての第9款地方特例交付金についてでございますが、これは平成11年度の恒久減税の実施に伴い交付されてまいりましたが、前年度に引き続き個人市民税の定率減税の残り2分の1が廃止されることとなっております。また、恒久減税の廃止に伴う暫定措置として、第2項の特別交付金が創設されてございまして、2,267万8,000円を見込んでおります。

次に、14ページの第10款地方交付税についてであります。まず普通交付税につきましては、前年度交付額に本年度の改正見込み及び単位費用等の入れかえにより、前年度に比べ伸び率で1.2%の増、特別交付税は前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、伸び率5.1%の減で計上してございまして、合計で2,200万円の増と見込んでおります。

次に、14ページの第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されるもので

ございます。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ19万1,000円、伸び率で2%の増で計上しております。

次に、同じく14ページ一番下の方でございますが、第12款分担金及び負担金についてでございます。これは、昨年度から始まりました下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金、あるいは保育所等への入所の負担金及びゆとりの駐車帯維持管理負担金等でございます。前年度に比べ1,867万1,000円、伸び率で7.8%の増で計上しております。

次に、15ページから16ページにかけての第13款使用料及び手数料でございますが、これは斎場、市営住宅あるいは体育施設等各公共施設の利用に係る料金並びに戸籍や各種検診及び廃棄物処理等各種行政サービスに係る料金が主なものでございまして、前年度に引き続きまして、一部の公共施設に指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用した影響等により、前年度に比べ3,548万6,000円、伸び率で10.2%の減で計上しております。

次に、16ページの中ほどから18ページにかけて、これは結構ありますけれども、第14款の国庫支出金についてでございますが、これはすべて各種事務事業に係る国の負担分あるいは補助金、委託金でございます。前年度に比べ、伸び率で8.7%の増ということで計上しております。この増の分は、昨年の10月に災害を受けた関根漁港の災害復旧費及び災害関連事業費の国庫補助金が大幅にふえるということの影響があります。

次に、18ページから20ページにかけての第15款県支出金でございますが、これは各種事務事業にかかります県の負担分、補助金及び委託金でございます。前年度に比べますと伸び率4.6%の増で計上しております。これにつきましては、東通原発東京電力1号機の着工のおくれによる電源立地地域対策交付金が減、一方新たに障害者自立支援給付費の負担金及び県議会議員選挙費等の委託金が増ということなどで、あわせて差し引きしますと4.6%の増となっているものでございます。

次に、21ページの第16款財産収入についてでございますが、これは土地建物及び市有牛等の貸し付けに係るもの、あるいは市有地や市有牛及び乾牧草等の生産物の売り払いに係るものでございますが、脇野沢庁舎跡地の売り払いが完了したこともありまして、合計で前年度に比べ約9,000万円の減、伸び率で39%の減で計上しております。

次に、22ページをお願いします。第17款繰入金でございますが、繰入金は事業目的によりそれぞれの基金から繰り入れしておりますが、前年度で脇野沢庁舎建設事業が終了したことにより、前年度に比べ1億1,479万円余、約50%の減となります。

次に、22ページから24ページにかけての第18款諸収入についてであります。これは地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業業者への資金融資のための原資貸付金及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でございます。前年度に比べ6,388万7,000円、伸び率で2.8%の減で計上しております。

次に、24ページから25ページにかけての第19款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率で、それから退職者の増加に伴う財源対策として退職手当債を計上しましたほか、普通建設事業の財源として起こしたものを合わせまして、前年度に比べ4億6,980万円、伸び率で32.9%の増で計上しております。この結果、歳入の総額は歳出と同額の289億5,000万円となり、前年度に比べまして4億1,200万円、伸び率では1.4%の増となりました。一応歳入歳出とも通称空財源はないということでの予算でございます。

以上で歳入の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（坪田智十司） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 先ほど11ページの第7項入湯税で、計上額を6,689万9,000円と申し上げました。これは、調定額の誤りでありまして、実質は684万6,000円でございます。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 3点ほどお願いたします。

私は赤字解消計画をちょっと手元に持っておるのですが、そのとき平成19年度は平成18年度より5億円ぐらい市税がふえるということで、なぜかといったら、定率減税と税源移譲でということで5億円ぐらいふえていたのですが、今回そうふえていなくて4億円、個人、法人と合わせると3億円ぐらいしかふえていないということで、こちら辺の見込み違いというのはどのあたりにあるのかということと、次に14ページの地方交付税で、この赤字解消計画のときに聞いたら、臨時財政対策債の手当てがふえるので、平成18年度が105億円から平成19年度が計画だと113億円ということで8億円ぐらいふえる予定だったのですが、今回そうふえていないということなので、これはどういうことなのかということと、あと21ページの財産収入に入るとは思うのですが、柳町保育所を平成19年度に移譲するので、その収入はここに入っているものかどうか。大体どのぐらいで収入見込みになるものなのかどうかというのをお聞きいたします。

○委員長（坪田智十司） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） まず、市税の増分が5億円を見込んでいたのが4億円でないかということでございますが、あくまでもその時の人員で見込みを出しておりますので、現在所得の減とか、それからリストラ等で就業している方々が減っていることもありまして、はっきり言って見込み違いといえますか、4億円になってしまったということでございます。

○委員長（坪田智十司） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 柳町保育所の民間移譲に伴う用地の件についてお答えいたします。

権限移譲によりまして、面積が約1,864平米が市の土地でございます。そのものにつきましては売買いたします。金額にして約3,600万円ほどの歳入を見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） 2点目の地方交付税の赤字解消計画における額についてお答えいたします。

12月の定例会の時点での地方財政法の中で臨時財政対策債の発行は平成18年度まで認められていたということで、財政計画におきましては、その分、いわゆる普通交付税における基準財政需要額の一部を財政対策債に振りかえておりますので、それを普通交付税に戻したという形になっております。

平成19年度の普通交付税はということでありまして、現在平成19年度の地方財政対策におきまして、地方財政法において臨時財政対策債が3カ年延長すると、平成21年度まで臨時財政対策債の発行を認めるのだということになりまして、平成19年度の普通交付税の積算におきましては、いわゆる算定上基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえしたということで赤字解消計画と今平成19年度に予算計上した額との、そういう部分で異なっております。

以上であります。

○委員長（坪田智十司） 横垣委員。

○委員（横垣成年） そうすると、6ページに地方債ということで臨時財政対策債7億9,500万円が計上されているのですが、これが、では平成21年までこういう形の計上は可能だということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（坪田智十司） 財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） お答えいたします。

今地方財政法の改正が国会で審議されておりますので、その法律の改正が

決定になれば平成21年度まで発行になるということになります。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 横垣委員。

○委員（横垣成年） 済みません、さっき一緒に聞けばよかったのですが、この臨時財政対策債は何にでも使っていいというふうな形のものでしょうか。ちょっとそこら辺お願いします。

○委員長（坪田智十司） 財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） お答えいたします。

臨時財政対策債というものは、通常の起債と違って、いわゆる道路をつくるとか建物を建てるのに起こす起債と違いまして、いわゆる地方財政全体の中で財源不足が発生しているということで、その財源不足を解消するために、本来であれば普通交付税を増額して、その分交付することになりますけれども、今の地方財政法の仕組みの中では、一応起債で個々の団体に起債を借りて、それに対応するというものでありまして、まず一般財源に相当するというふうな起債でご理解してもらえればと思っております。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。濱田委員。

○委員（濱田栄子） 歳入についてお聞きします。

地方交付税の算定ですけれども、昨年は106億4,900万円で、平成18年度の決定額が106億2,472万4,000円ということで今回議案に提案されていますけれども、その来年度見込みが106億7,100万円ということですが、三位一体の改革によりまして、市税が4億円程度ふえるというのはわかりませんが、この地方交付税については、この見込みとしてはこのままでいいのかという、税源移譲によって地方交付税が減額されることはないのかということが一つですけれども、それ一つお聞きします。

そのほか市債についてですけれども、当初予算は平成18年度は14億2,680万円でしたが、今年度は今平成18年度の現在で17億3,000万円になっています。市債は今回は事業明細とともに18億9,660万円になっておりますけれども、この地方交付税とのかかわりの中で、また市債がふえるということにもなりかねないと思いますので、その辺の見込みについてお聞きします。

それから、もう一つ、昨年度におきましては電源立地地域対策交付金が国庫支出金、県支出金に組み込まれていたのですけれども、私聞き漏らしたかもしれませんが、それはどこに組み込まれているのかをお願いします。

○委員長（坪田智十司） 財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） 1点目の普通交付税の算定ですけれども、普通交付税につきましては、いわゆる基準財政需要額という言葉がありまし

て、これは消防費とか小学校費の中の生徒数、学級数、学校数というふうな形で、そのほかに公債費であれば過疎債の7割、合併特例債の7割というふうな基準財政需要額の算定が行われます。それで、普通交付税の交付は、いわゆる基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた形になります。この基準財政収入額というのは、個人の市民税とか固定資産税、さらには地方譲与税というふうな形の算定になります。したがって、税源移譲でありますけれども、昨年度までは所得譲与税ということで基準財政収入額に算定されておりました。ことしからは、本格的に個人市民税で課税になりますので、当然その中に入ってきます。ですから、税源移譲の影響ということであれば、あくまでも基準財政収入額の中での算定でありますので、昨年度は所得譲与税がたしか4億5,000万円交付になっております。その税源移譲になりまして、実際の個人市民税がどの額ぐらいになるかという、税務課では3億4,000万円ぐらいの課税ということで算定しておりますので、その差が1億1,000万円ぐらい少なくなるということが、基準財政収入額が少なくなれば交付税がふえるという仕組みになっておりますので、それで理解してもらえますか。

それから、もう一つ、市債の状況ですけれども、交付税の関係であれば、市債の中では臨時財政対策債だけが影響を受けるわけで、これも普通交付税の算定の中で計算されるもので、今の段階では計上した額が地方財政計画の伸び率で積算しているということになります。

それから、3点目の電源立地地域対策交付金でありますけれども、全体では22億2,392万1,000円の交付になっておまして、これから病院に直接充当されるものが6億円になります。残りが今の予算の中で国庫支出金として9億2,000万円、それから県の支出金として7億392万1,000円という形で計上になっております。

以上であります。

○委員長（坪田智十司） 瀨田委員。

○委員（瀨田栄子） 電源立地地域対策交付金については理解いたしました。

地方交付税の算定基準が物すごく複雑だというのは私も理解しておりますが、三位一体の改革にありながら、前年と約同額の金額をのせていると。これは、合併特例法の中の一つで、10年間交付税は保証するということが一つうたわれておりますので、ぜひともそれをきちっと確約をいただけるような仕方をしてほしいなと思います。これについては、多いとか少ないとかと今言うつもりはございません。計上したものは、必ずいただいでくださいということです。

以上です。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） 2点質疑します。

1点目は、先ほども少し出ましたが、21ページの財産収入のところの不動産売払収入です。前回の定例会で一般質問しましたが、この売払収入、土地を売ろうとしている場所、または予定している金額をお知らせください。

あと23ページの一部事務組合貸付金収入というところですが、歳出でも同じ金額で15億9,500万円計上していましたが、歳出の方は、貸付金となっていました。歳入の方は元金収入となっています。この関係を少し詳しく説明願います。

○委員長（坪田智十司） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 不動産の売払収入についてお答えいたします。

先ほど柳町保育所の民間移譲に伴う用地の件は申し上げました。それ一つと、旧海老川町団地の売却を予定しております。面積は約5,000平米を予定しております。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） 23ページの一部事務組合貸付金元利収入についてお答えいたします。

総額で15億9,500万円、これは下北医療センターのむつ総合病院、川内病院、大畑診療所、脇野沢診療所、むつりハビリテーション病院に運転資金として貸し付けしているもので、4月1日に貸して、3月31日に返してもらうということの金額です。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） 先ほどの不動産の売払収入については、総務部長の話だと旧海老川市営住宅跡地を平成19年度に売れるという見込みで計上したということなのか、確認します。

次の一部事務組合の貸付金については、運転資金ということでしたので、平成19年の4月1日に約16億円貸し付けして、来年平成20年3月31日に15億9,500万円返してもらうということで間違いはないのか、再度お聞きします。

○委員長（坪田智十司） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

売れるというより買っていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） 一部事務組合の元利貸付金については、平成19年の4月1日に貸し付けして、平成20年3月31日に返してもらうということで間違いありません。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） 一部事務組合の件については、わかりました。

財産収入については、そうすると売れないと、トータルでこれが売れないと赤字になるということになると思いますが、それで間違いはないのか、もう一度答弁をお願いします。

○委員長（坪田智十司） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 売れないと結果的にそうなりますので、最大限の努力をしてみたいです。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 24ページの返還金についてお尋ねいたします。

金額は小さいのですが、生活保護費返還金ということで、歳入としてのっております。この返還の内容についてお尋ねいたします。

○委員長（坪田智十司） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

返還金の内容ということでございますが、これは議員おっしゃるとおり、生活保護にかかわる法の第63条に基づく費用返還義務という部分と、それから法第78条に基づく費用の徴収という条項がございますが、これを基礎とした返還ということになります。端的に申し上げますと、被保護者が資力があるにもかかわらず、保護を受けたときには、保護に要する費用を支弁した市町村、県もそうですけれども、市町村に対して速やかに返還しなければならないという条項がございますので、この規定に基づいた返還金ということになっております。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 何件になりますか。

○委員長（坪田智十司） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

件数としては11件が見込まれてございます。

以上です。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） まず、14ページ、第10款地方交付税、第1項地方交付税についてお尋ねします。新年度予算に計上されています地方交付税、この額は合併協議会に示された財政シミュレーションとかなり近いものだと私は認識しておりますけれども、そういう考え方でよろしいのかどうか、お願いします。

次は、第16款財産収入についてお尋ねします。第2項1目不動産売却収入。先ほども2人ほどご質疑いたしましたけれども、その答弁の中で柳町保育所と海老川団地の売り払いということがございますけれども、ではその2カ所で計上しております1億9,460万円になるのかどうかということが第1点でございます。

そして、この売り払い予定地の選定といいますか、柳町保育所は指定管理者制度によって跡地をその方に売買するということがございますけれども、そういうどこを売るのか、市有地、そういうのは検討委員会なりを設けて決めているのかどうか、お願いいたしたいと思います。

それと、次に24ページ、第19款第1項市債についてお尋ねいたします。今年度の市債18億9,660万円のうち平成19年度事業実施概況には書いてありますけれども、合併特例債をどのくらい活用するのかをお願いいたします。

○委員長（坪田智十司） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 不動産売り払いについてお答えいたします。

市で抱えている土地はさまざまありますけれども、その売買にたえる、あるいは売れる土地として市民が評価していただける土地は、現在のところここしかないと思っていますので、あえて検討委員会は開いてございません。

金額につきましては、1億8,629万5,000円と見込んでおりまして、予算計上ではこの2カ所を見込んでおりますので、すべて売ればこの金額を満たすこととなります。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） お答えいたします。

1点目の地方交付税につきましては、まちづくり計画の財政計画の額、あの額の中には臨時財政対策債も含まれております。大体水準的にはほぼ同水準ぐらいかなというふうに認識しております。

それから、3点目の市債の中の合併特例債の事業につきましては、大畑消防庁舎、3億940万円です。

以上のとおりです。

○委員長（坪田智十司） 杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 第1点目の地方交付税については、合併協議会で示された財政シミュレーションとかなり似通ったものだということを答弁いただきましたけれども、しからばなぜ10月31日の臨時会の合併特例債、財政問題のときに企画部長は、シミュレーションを作成した当時とは現在は状況が違っていると。結果、12億円も減っているのだというようなことをおっしゃっているわけです。そして、その赤字解消のためには合併特例債に振りかえざるを得なかったというような答弁しているわけですね。私それでちょっと調べてみたら、確かにシミュレーションでは今おっしゃるとおり、交付税に臨時財政対策債を足していますから、その額の割り振りは私はわかりません。その金額からいえば、そんなに今おっしゃったように違いはないのです。しからば、その特例債を使わざるを得なかった理由づけがちょっと薄れてくるのではないかなと。

さらに、私はいいです、特例債、やせ我慢して有利な特例債を使わないで赤字をふやすよりは、使うのでしたら使って結構です。しからば合併特例債を使ったわけですから、交付税は来ていることは来ているわけですから、もっと財政は好転しなければならぬのではないかなという単純な思いはあるのですけれども、要するに平成17年度は2億4,000万円、平成18年度は当然振りかえますよということを言っているわけで、しからば平成18年度の分は幾ら振りかえましたか。平成19年度は今聞きましたけれども、それが1点。

それと、もう一点、次は財産収入について。2カ所で1億幾らと。これ結果を見なければどうなるかわかりません。ですから、その金額はよしとしても、しからばその予定していない市有地の譲渡の申し入れが市民からあった場合はどういう対応をとるのですか。と申しますのは、私のはっきり申し上げて、旧市営大湊野球場の売り払いに対してはすごく疑問を持っています。相手の希望どおりの土地の売り払いしているわけです。あの結果も、いわゆる議会の議決案件でないために知り得る手段がなかったのです、我々は。やはりそういう事例が出た場合、議会の議決案件でなかったとしても、やはり市民の財産を売るわけですから、議会に対する報告なりなんりのサービスといいますか、そういう義務があってもいいのではないかなと、私はそういう意味でお聞きをしております。

市債については、今ご答弁いただきまして、3億9,400万円何がしかで交付税の問題でも申し上げましたように、使っていいでしょう。ただ、こういう形で合併特例債を振りかえ、振りかえで使うのではなく、これは今定例会の一般質問をしている方々の了解を得てお尋ねしますけれども、得ておりますので。やはり合併特例債というものに期待したそれぞれの町村、地域の方

々のために、もうそろそろ合併特例債というものをどういう形で使用するのだという大きな案があってもいいのではないかなど。ただこのままずるずると財政が好転しないからということで普通起債を合併特例債に振りかえ、振りかえしていくやり方ではなく、地域の方々に対する希望を持たせる意味でも、合併してよかったという思いを味わってもらうためにも、そういう検討に私は入るべきだなと。これはいいです、一般質問しているの方々にも申しわけございませんから。とにかく前二つについて、答弁をお願いします。

○委員長（坪田智十司） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 旧市営大湊野球場の一部売買につきましては、適正な評価に従いまして売買したものでございます。

それから、議案案件でないものについての報告すべきでないかという意見がございましたけれども、我々はあくまで議会と市との立場としては、地方自治法第96条に基づき制限列举の方針でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（坪田智十司） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 合併特例債の件ですけれども、平成18年度に1億2,350万円使っております。合併の時点で合併特例債の枠というのは230億円ぐらいありまして、そのときの協議の段階では事業費で69億円だと思いますけれども、予定して。余計な分は余り使わないようにしようというようなこととございました。まちづくりのための事業というのは、かなりのものを作るのは可能かもしれませんが。丸々全部、100%全部使って事業を割り振りしているところも今ございますけれども、今地方交付税減らされているこういう状況の中では、なかなか危険だということもございます。

あと、事業を全然やらないのであれば、これも合併特例債を使わないのもよろしいのですけれども、そうもいきませんで、普通の起債を使っていくことも可能ですし、いろんな起債を使っていくのも可能ですけれども、この合併特例債と過疎債だけは非常に有利で条件が非常にいいと、返還するときでも。それで、まちづくりの方には影響がない、額が大きくなれば、これは当然影響してきますけれども、振りかえして、それでその分を節約していきたいと。3年間有余期間があるというのもございますけれども、その基本精神はそのままで、基本的に振りかえてして節約できる分だけの、そのぐらいの範囲でやっていきたいということでこれだけの額を使っておりました。

ちなみに、平成17年度で2億4,000万円ちょっと、平成18年度では1億二千幾ら。これは、その六十何億円というものに対しての影響はほとんど与えない範囲で済むのではないかと。その分はほかの市債を使う分を節約できる

という、そういう趣旨でやっていましたので、ご了解いただきたいと思いません。

○委員長（坪田智十司） 杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 前後するかもわかりませんが、土地の売買につきましては、私は何も違法性を言っているわけではないのです。全く旧市営大湊野球場の売買についても、福祉法人であり、そして適正な価格であったのかどうか、適正な価格だったのでしょうか。そのことを言っているのではなくして、ただこの要望をするに当たって総務部長は、桜木会から、この場所、この位置という、いわゆるそういう諸条件を求められて、そして売買契約をしていますよね。その結果、残った残地が、その売り払いした価格と同等の価値が残るのかどうかというのに疑問をすごく感じましたから、やはりそういう普通の売買とはちょっと異なっているわけですから、より市民の財産ということになったら、そういう結果が生まれたときは、こういうわけで売りましたという報告が私はあっていいのではないかなど。これははっきり申し上げて、一切違法性はないのですから、いわゆるそれを要望しているわけです、私は。あってもいいのではないかなという思いがあります。

それともう一つ、交付税につきまして、今何度もおっしゃっていますけれども、シミュレーションでは、合併特例債は使わないで、6年目で累積赤字をなくしているのですよね。だから、そこのところ。今3年使っているわけですから、もっと財政は好転しているという考え方でいいのかということなのです。結構この交付税の算定厳しい中で、何年も前に合併協議会ではそのシミュレーションを立てたと。それが今現在3年たっても、それに合致しているわけですから、すばらしいものだと思うのです。ですから、そのいきさつがちょっと今答弁が足りなかったなど、そんな思いがしていますけれども、企画部長、どうでしょうか。

それともう一つ、いろんな形の答弁の中で、ようやく合併特例債は5年間使わないようにしようという申し合わせがあったということは認めていただきましたのでいいのですけれども、そしてその中で小さいものは普通起債から合併特例債に振りかえるのだという話があったと。私の記憶では、ちょっとそういうふうな部分もないのですけれども、もし財政担当事務者会議、職員会議の中では、そういう話はあったのですか。協議会では言わなかったような気がするのです、私は。ただその下の部分の担当者会議では、そういう大きいのは使わない、小さいのには特例債を振りかえて使っていいかという話はあったのですか。

○委員長（坪田智十司） 助役。

○助役（田頭 肇） まず、財産の売り払いの方からお答えしたいと思いますけれども、今平成19年度の予算編成に当たりまして、そういう財政的に寄与できるいわゆる遊休地の処分ということでは、先ほど総務部長が答えました2カ所を確実な見込みということで今計上いたしております。ただ、今杉浦洋委員おっしゃったように、この当初予算には見込まなくても、例えば川内地区、あるいは大畑地区、そういう随時の申し込みによっての売り払いというものもございます。川内地区でも売買の見通しができた方が随時購入いたしております。そういうことに対しましては、最終的には調定いたしまして、決算時に、あるいは補正予算ということで議会の皆様にその処分地等をお示しできると。結果的には、年度末の補正予算ということでお知らせできると思います。今の大湊のところにつきましても、後ろの方までは道路を通す予定でございますので、そのまま処分可能な財産としては十分生かせるような方法、手段を講じていくつもりでございます。そういう随時の売り払いについては、最終的には補正予算等でお示しできると思います。

それから、この交付税と合併時のシミュレーションとの関係でございますが、今委員おっしゃったように、私も比較いたしまして、そのシミュレーションと今の赤字解消計画につきましましてはかなり近似している、誤差の少ない状況で見込まれているということでは非常に評価いたしております。ただ、内容におきましては、合併のシミュレーションは平成16年度の決算見込みをベースにいたしております。それから、今の赤字解消計画は、スタート的には同じ時期でございますが、いろいろかなり精密を期するためということで、決算見込みはもちろんです。内閣府のそういう将来的な交付税の算定の見通し等も踏まえましての積算をしております。ただ、先ほど杉浦洋委員、そういう合併シミュレーションの際の合併特例債の広範に使うということでは、その分だけ余裕が、そして今の特例債の利用状況から見てのそういう見通しの何か合併特例債の方での経過からすれば、そこで余裕ができるはずではないかということのお話でございますが、ここでの一番の違いは、合併時のシミュレーションとしては、かなり合併時のいわゆる準用財政再建団体転落30億ラインみたいなものを意識しましての歳入増に向けての議論が行われました。この一番の違いは、平成17年から平成19年まで、職員の給料5%カットを実施すると、こういう予定でこの準用財政再建団体転落ラインを切り抜ける予定でございました。それがいろいろ給与体系の是正等をしなければならぬということで据え置かれております。ですから、そういう点では、現在の赤字解消計画とシミュレーションにおいては、内容において大きな違いが生じております。

そして、今の赤字解消計画、合併時は中間貯蔵あるいは大間原発を、その特別交付金等は見込んでおりますが、原子力発電施設等周辺地域交付金とか、そういったものは見通しが立ちませんで、シミュレーションにおいてはその辺はちょっと後年度に、見通しが立った時点でという経緯がございます。ただ、今の赤字解消計画におきましては、これまで議会でもお話しのように、原子力発電施設等周辺地域交付金を前倒し等で、この平成19年度、平成20年度を予算の転落を防ぐための工夫をする重要な時期として、前倒し等でもって今予算編成をしているという状況でございますので、内容において、そのような違いがございますが、一応赤字解消計画、そして内容は違うものの、推移としては今ある程度近似した形でシミュレーションにおける赤字額、それから赤字解消計画における赤字額ということでは、予定どおりとは言えませんが、そのことでの方向性ということでお考えできるのではないかと、こう思っております。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 先ほどの答弁にちょっとつけ足しさせていただきます。

先ほど合併のシミュレーションとの違いですけれども、実際に総額はかなりわかっております。たしか20億円ぐらいは、予算の総額では違っていると思いますけれども、あと合併特例債の部分では、小さいものは振りかえてもいいというのは、私もちょっとそれは承知しておりません。こういう影響の少ない部分で振りかえていただきたいとは、私たちは希望はいたしますけれども、それは話にあったかないか、私ちょっと出ていませんのでわかりませんが、多分なかったと思います。基本的に合併特例債は平成22年度から、後半の5年で事業費で61億円使うとか、そういう話ではなかったかなと思っていました。

それから、あとは一番大きく狂ったのは電源三法交付金が15億円平成19年度で穴があくと。これは、シミュレーションには全くないことで、もしこれをそのままにしておきますと、今この合併特例債で当てた事業も全部多分できないのではないかと。完全にもう赤で落ちてしまいますので。そうすると、各地区でやっていたいろんな事業を当てましたけれども、これもこの中でやるには何があるかということで、消防車を初めいろんなのがありますけれども、これを合併特例債であれば、とりあえずこの15億円を穴埋めしながら、いろんな形で穴埋め、前倒しもいろんなお願いをしてやりました。それで穴埋めしたうえで、この合併特例債であれば負担は少ないので何とかできるの

ではないかと、そういったことでいかがでしょうかということで今議会のこの提案、予算として提案した次第でございます。ご理解いただきたいと思えます。

総額20億円というのは、予算のシミュレーションの平成19年度だったか、それと今の予算との額が、今財源対策して予算を上げていますけれども、財源対策をやらない場合でたしか20億円くらい違っていたのです、うちの方の計算では。結局15億円穴があいたということですから。だから、シミュレーションの中から電源三法交付金が穴あいて、その分が15億円以上、20億円くらい穴があいているのです。それを全部節約して今の予算になっていますけれども、実態はその分が穴があいたのを穴埋めして今予算のつじつま合わせているという形です。だから、それを全く15億円ない形にしますと、この今の予算よりもはるかに少ない額になってしまってほとんど事業ができなくなってしまうと。今出ている予算総枠でなくて、この前に、本来財源対策をしない形でもし予算をつくりますと、シミュレーションよりもさらに15億円以上は、20億円くらいも落ちた予算にならざるを得ない。だから、それを財源対策して今の額におさめて、その中で事業をやっているということです。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。川端一義委員。

○委員（川端一義） 市債の今話題になっております、議論になっております合併特例債について、より収入を、歳入を確実なものにするためのご質疑を申し上げたいと思うのでありますが、そもそも合併特例債とは、言うなれば合併による非常に財政の厳しい市町村の合併によるスムーズな格差のない新しい新市をつくるための大きな財源でありまして、そのための法律による特例債なわけでありまして、そもそもこれまでの議論を聞いておきますと、言うなれば5年間は使わないなどと決めること自体が私非常に問題があるだろうと。そもそもの法の趣旨にのっとっていない、こういう思いがあるのでありますが、そういったいきさつをまず、これまで議論になっておりますし、そのことから若干お尋ねをしたい。元来そういうことがあってはいけない、そういう筋のものなはずなのでありますが、どうしても5年は使われないという約束があるのは、そもそも約束があったにしても柔軟な約束だから使わせていただいているのでありましょし、かつ先ほどまでの議論にありますように、杉浦洋委員もこういう事態の中では使ってもいいだろうと、こういうお話になっておりますが、これまでのいきさつを若干先にお尋ねしたいと、こう思います。

○委員長（坪田智十司） 助役。

○助役（田頭 肇） 合併協議会におきまして、確かに質疑のやりとりで財政

シミュレーションを設定する場合のやりとりの質疑の中で、5年間で今4市町村合併した場合、準用財政再建団体転落の30億円をオーバーするというような懸念がございましたので、できるだけ後年度に先送りしようということでの質疑のやりとりがありました。また、合併協議会事務局におきましても、質問者からは、そうすると5年以降に使うのかと、それまでは使わないのかということでは、そういう形でシミュレーションいたしておりますということで答えていることは事実でございます。ただ、先ほども申しましたが、その部分で、平成17年度から平成19年度、この合併時、非常にその準用財政再建団体転落ラインが厳しいものがございまして、その穴埋めとして、先ほど申し上げました職員の給料5%カットを3年間継続することで落ち込みを防ぐと、こういうことでのシミュレーションを組んだものでございます。それが結果的にはできませんでした。では、その部分、それからの赤字解消計画、合併後の状況でございますが、それは削減、給与カットしなくても、今言った原子力発電施設等周辺地域交付金とか、そういうことでの埋め合わせ、それから既に平成17年度、平成18年度においては合併特例債をトータルで平成17年度が2億円ですか、それから平成18年度が1億数千万ということで実施しております。それを今川端一義委員おっしゃったように、そういうことのやりとりはありましたものの、やはり財政というのは、その年度年度、あるいは国のそういう財政計画でもっての動きがございまして、いわば生きたものということでの判断で、今こういう赤字解消、平成23年度の黒字転換までは効率的な運営ができる方法としては合併特例債の利用もやむを得ないということで、過去平成17年、平成18年度の執行、特例債の適用をいたしております。それは、準用財政再建団体転落を意識しながら、その範囲内で防ぐような形で有効な手段だという判断のもとにやっております。ですから、川端一義委員おっしゃるような、そういう決めつけるのがおかしいのではないかとございまして、ただ協議会の中では、そういうやりとりがあったことは事実でございます。ただ、今言った内容において、かなり大きな変更がございまして、今の時点の財政運営では、そういう交付金等を有効に生かしながら、そしてまた特例債を少しでございまして、適用して、今の何とか皆様にお示しの赤字解消計画の状況にあるということでご理解願いたいと思います。

○委員長（坪田智十司） 川端一義委員。

○委員（川端一義） そもそも準用財政再建団体転落30億円のラインを超えてはいけなから借金してはいけな、イコール合併特例債を使ってはいけなという議論になっているところそのものに私は問題を感じる。そうなって

いけないからこそ、合併特例債をもって、言うなれば財源をセーブしながら、合併によるいろんな諸課題を解決するために、言うなれば後年度負担少ない、起債率の高い、そういう特例債を使ってこそ準用財政再建団体転落を防ぎながら、スムーズな新市育成のための財源確保になる、こうなはずでしょう。企画部長から、まず事務的に。そうでないと、皆さんが勘違いしておられる。借金すれば赤字転落するから、イコール使うなという議論になっているような気がしてならない。そういう意味では、もう少し、きょうでなくて結構ですが、今後そういった財源の、財政の、もしくは法律のそういう関連をきちんと明確に説明しながら、願わくは合併特例債を使わせていただくことによって赤字転落を阻止し、スムーズな新市発展のための財源を確保する、そういう方向に努めていただきたい。まず基本的な赤字解消の問題と特例債の問題のことで一言だけ答弁をいただきたいと思います。

○委員長（坪田智十司） 助役。

○助役（田頭 肇） わかりませんが、当時の合併協議会の際は、その特例債といえども借金なわけですから、総額では69億円ですか、そういう特例債の適用が可能だったわけですが、ただ合併時、平成17年3月の時点では、そういう手法を、合併特例債を使うことによっても30億円ラインのそういう危険ということで協議会の皆様にもその旨説明して、当時は委員の皆さんも、それであればやむを得ないというような会議録のやりとりをみれば、そういうことだったと思いますが、今の時点では、それこそ交付金の事業によりまして、順調に赤字解消に向かっておりますので、経過はそういうことでございますので、今は川端一義委員のおっしゃったような方向で、有効にそれが非常に今の財政をゆとりあるものにするためには使わせていただきたいと、こう思っております。

○委員長（坪田智十司） 川端一義委員。

○委員（川端一義） この辺で終わりますけれども、要するにきちんとした説明をしないと、議員の我々も一般市民の皆さんも問題をごっちゃにして、イコール借金なのだから借金してはいけないという話になってしまうのです。だから、その辺をもう少し我々にも、議会側にもわかりやすく今後説明をいただくことを期待して、私は私で再度企画部長のところに行って勉強いたしますが、議会にもそういったわかりやすい明確な説明ができるように今後期待をして終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 私は、今の特例債の関係についても、歳入については質疑しないつもりでしたが、どうも川端一義委員の考え方も間違った方向にあ

るようなので、それを正しながらいきたいと思います。

合併の際の協定で5年間使わないという約束は厳然として残っているわけです。ですから、私たちは5年間使わないのではなくて、使うならばちゃんとした計画を立てて、そして議会に了承を得ていい方向に使いましょうということが今までの議論だったはずなのです。これを忘れてはいけないと思います。

さて、その特例債ですけれども、やはり大きな内容を見ますと、歳出の際に私は問いただそうと思ったのですが、例えば除雪のグレーダー買うにしても、一般財源の10万円、あれは3分の2の国の補助金が出まして、そして特例債やりますけれども、特例債だって10万円単位ですから、残りの10万円一般財源使うわけです。これはっきり言って。ですから、特例債といえども95%しか使えないわけです。そして、将来も過疎債等で70%の補てんです。そうすると、当然一般財源で返済するお金も3割は持たなければいけないわけです。それだけ厳しいシミュレーションをしていかなければ、私は特例債といえども簡単に使えないだろうと思います。

それから、先ほど合併のいわゆる交付税の措置につきましても、総枠が変われば、総枠が減ってまいりますね。減っていくと同時に、その総枠を抑えられるわけです。そうすると、交付税の基準額は算定上各市町村の部分を積み上げて、最終的に金額出ますけれども、総枠が減るわけですから、その合併に伴う基準財政需要額の算入分だけ、それ以外の算定の部分が減らされていくという実態があるわけです。ですから、赤字脱却のために、やっぱり歳入を見積もる際にはそれ相応の見積もり方をしないといけないと私は思っているわけです。ですから、例えば財産売却収入でも、単純に先ほどの杉浦洋委員と総務部長の議論ですけれども、5,000平米の土地を1億幾らで売るとすれば、坪単価で11万円で売らなければいけないわけです。売れる見通しはないと思います、私は断じて。そうすると、財政の帳じりを合わせるために財産という項目のところに計上して予定をしたと、こう解さざるを得ないのがこの歳入の見積もりの現状だと思うのです。それだけ厳しくやっぱりやっていかなければ、それでも私は財政当局が吟味して、この予算をつくり上げたことをよしとして私は質疑しまいと思ったけれども、この前後の議論を聞いていると、どうも変な方向に向かっているので、私はやはり心を締めた形の中で私たち議員も市の執行部の方も、やっぱりやっていただかないと、この予算は満足に執行できないのではないかと思いますから、努力をしていただきたい。

それだけで終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第22号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、高波による関根漁港施設の災害復旧事業費6億6,800万円、準要保護児童生徒援助費2,078万4,000円など市民生活に欠かせない多くの予算が計上されております。その一方、小学校を7校を廃校にする学校閉校事業費420万円、75歳以上の高齢者の医療を別枠にし、医療費がかかればかかるほど加入する被保険者の保険料が高くなる仕組みとなる制度への負担金、後期高齢者医療広域連合負担金1,588万1,000円、ウェルネスパークと来さまい館の維持管理費1億8,565万8,000円、市民の合意を得ていない新庁舎建設費3,345万7,000円が計上されております。新庁舎については、お金がないから東京電力など民間にお金を出してもらい建設するというものです。お金がないなら、新庁舎は建設するべきではありません。

むつ市の財政状況は、電源三法交付金とその前倒し15億円で何とかやりくりしている状況で予断を許しません。

また、下北地域広域行政事務組合や下北医療センターへの財政負担の増大も予想されます。夕張市の財政破綻を受け、国・県の財政チェックも厳しくなることが予想される中、新庁舎建設などという不要不急の事業はただちに見直しすべきであります。

国の医療福祉削減が続く中、住民の生活を守る地方自治体の役割はますます重要となります。医療、福祉、教育を充実させる財政運営に努力すべきことを提案し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（坪田智十司） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第22号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者44人、起立しない者6人）

○委員長（坪田智十司） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案の

とおり可決されました。

ここで、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 36 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○委員長（坪田智十司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第23号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、議案第23号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算編成に当たりましては、国保世帯を年間平均1万5,075世帯、年間平均被保険者数を2万9,893人として積算いたしております。その結果、平成19年度の予算額は歳入歳出ともそれぞれ71億5,171万9,000円でありまして、前年度に比較いたしまして、9億3,950万9,000円の増額、率にいたしまして15.1%の伸びとなっております。

この特別会計は、被保険者の医療需要に応じて、その主な支出であります医療給付に見合った収入を確保しなければならないという性格を持っておりますことから、順序が前後いたしますが、まず歳出から主なものについてご説明を申し上げます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。第1款総務費は、総務管理費、国民健康保険運営協議会費及び趣旨普及費で国保事業運営のための事務的経費を計上いたしております。総務費合計では1,553万4,000円で、前年度に比べまして678万1,000円の減額となっております。この減額の主なものは、高額療養費支給システム導入事業が平成18年度で完了したことによるものであります。

次は、15ページから16ページの上段までの第2款保険給付費であります。療養給付費及び療養費につきまして、厚生労働省から示されましたルール計算に基づき計上いたしております。高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費は前年度の決算見込みにより積算し、それぞれ所要額を計上いたしております。保険給付費の合計額では43億7,646万9,000円で、歳出総額の61.2%を占めております。前年度に比べまして2,342万7,000円の増額となっておりますが、これは一般被保険者の医療費総額が減となったものの、退職被保険者の医療費が増加したことによるものであります。

次に、16ページ、第3款老人保健拠出金であります。当該年度の概算拠

出金に平成17年度の精算額を加えた額で、合計11億59万9,000円を計上いたしております。前年度に比べまして6,000万円の増額となっております。この増額となった主な要因は、平成17年度の精算分9,231万9,000円によるものであります。同じページの第4款介護納付金であります。介護保険法に基づく40歳以上65歳未満のいわゆる第2号被保険者に係る保険者、市の概算負担分と、この概算負担分に平成17年度の精算額を加えた額で、合計6億2,366万4,000円、前年度に比べまして1億813万5,000円の増額となっております。この増額となった主な要因は、前款と同様、平成17年度の精算額分1億2,292万円が主なものであります。

続きまして、同じ16ページ、第5款共同事業拠出金であります。これは青森県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため創設されました保険財政共同安定化事業に対する再保険制度における拠出金でありまして、拠出先の青森県国保団体連合会から提示された額を計上いたしております。共同事業拠出金の合計額で申し上げますと、9億2,624万3,000円で、前年度に比べまして7億9,538万3,000円の増額となっております。この増額となった主な要因は、平成18年度に創設されました保険財政共同安定化事業拠出金によるものであります。

次は、17ページ、第6款保険事業費であります。これは被保険者の健康の保持増進のため、疾病予防や健康づくりを支援するための費用でありまして、2,829万7,000円を計上いたしております。前年度に比べまして613万3,000円の減額となっております。この主な要因は、医療通知のパンフレット及び出産資金貸付金の減額であります。

同じ17ページ、第7款基金積立金であります。これは財政調整基金の運用利子の積み立てであります。

同じページの第8款公債費であります。これは療養諸費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次は、18ページの第9款諸支出金であります。これは国保税の還付金と脇野沢診療所に係ります直営診療所運営費の繰出金であります。諸支出金の合計で申し上げますと、1,134万8,000円で、前年度に比べまして604万6,000円の増額となっております。この主な要因は、脇野沢診療所への直営診療所運営費の繰出金分であります。

18ページ、第10款予備費であります。これは医療費の急な支出増に対処するための予算措置であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。10ページをごらんいただきたいと存じます。第1款国民健康保険税であります。19億6,070万6,000円を計上いたしております。前年度に比べまして7,938万円の増額、率にいたしまして4.2%の伸びとなっております。これは、保険給付や保健事業に必要な財源の確保と被保険者相互の負担の公平を図る観点から、収納率の向上に努めることといたしております。収納率は医療給付費分の一般被保険者現年課税分を88%、一般被保険者滞納繰越分を20%といたして積算いたしております。

同じ10ページ、第2款使用料及び手数料であります。国保税の督促手数料であります。前年度と同額を計上いたしております。

次に、10ページから11ページにかかまして、第3款国庫支出金であります。一般被保険者分療養諸費等に係る定率国庫負担金、高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金を計上いたしております。国庫支出金の合計額で申し上げますと、19億1,740万8,000円で、前年度に比べまして7,202万円の減額となっております。この主な要因は、一般被保険者の医療費が減少したことによるものであります。

11ページの第4款療養給付費等交付金であります。退職者医療制度の被保険者に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金で13億7,280万6,000円で、前年度に比べまして1億8,769万6,000円の増額となっております。この主な要因は、退職被保険者等の医療費が増加したことによるものであります。

11ページの第5款県支出金であります。高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金及び医療給付費等の7%を交付する財政調整交付金を計上いたしております。県支出金の合計額で申し上げますと、3億5,522万1,000円で、前年度に比べまして2,296万2,000円の増額となっております。この主な要因は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金の増額によるものであります。

11ページの第6款共同事業交付金であります。これは歳出の第5款共同事業拠出金に係る交付金でありまして、青森県国保団体連合会が実施主体となっております再保険制度からの交付金であります。共同事業拠出金の合計額で申し上げますと、9億2,623万3,000円で、前年度に比べまして7億7,371万6,000円の増額となっております。この主な要因は、平成18年10月に創設されました保険財政共同安定事業交付金の増額によるものであります。

次に、12ページの第7款財産収入であります。これは財政調整基金の運用利子の収入であります。

同じく12ページの第8款繰入金であります。これは財政調整基金及び一般会計からの繰入金で、財政調整基金繰入金は2億892万7,000円を基金から取り崩して繰り入れし、一般会計繰入金は基盤安定繰入金等4億164万1,000円を繰り入れするものであります。繰入金の合計額で申し上げますと、6億1,056万8,000円で、前年度に比べまして5,077万8,000円の減額となっております。これは、財政調整基金の繰入額の減によるものであります。

12ページの第9款繰越金であります。前年度と同額の2,000円を名目計上いたしております。

次に、13ページの第10款諸収入であります。これは出産資金貸付金元金収入及び第三者行為納付金等で、諸収入の合計額は749万6,000円を計上いたしております。前年度に比べまして176万6,000円の減額となっております。この主なものは、出産資金貸付金元金収入の減額によるものであります。

以上が平成19年度むつ市国民健康保険特別会計予算の概要であります。よろしく申し上げます。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田委員。

○委員（濱田栄子） 1点お尋ねいたします。

17ページの6款保健事業費、1目の下から2行目、出産資金貸付事業の減額によるということでしたが、どういう積算で減額になったのかお願ひします。

○委員長（坪田智十司） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えいたします。

この部分については、出産一時金35万円の8割を貸し付けるというふうなまず基本的な貸付金額です。これは、従前平成17年の4月1日から出産一時金の受領委任、要するに本人が病院に支払わなくてもこちらの方から請求に基づいて国保の方で直接医療機関に支払うと、こういう制度が平成17年4月1日からできました関係上、貸し付け、要するに本人が来て、その8割を借りて、直接本人が医療機関に支払うというふうな借りの方が平成18年度現在で大体1名かそのくらいというふうなことで、平成19年度においてもまるっきりなくするというわけにはいきませんので、とりあえず3名分を予算として計上していますというふうなことが原因でございます。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 濱田委員。

○委員（濱田栄子） そうすれば、出産を希望する場合は、もうほとんど病院で35万円を差し引いた金額の支払いということになっているわけですか。

○委員長（坪田智十司） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えします。

ことしの状況を見ましても、35万円を超えた部分は当然本人が医療機関に支払いますけれども、その35万円までの分については、医療機関の方から直接うちの方に請求が来ますので、その部分についてはうちの方で支払いをしているというふうなこと。ただ、ことし1件なのですけれども、それを海外だったと思うのですけれども、そちらの方で出産云々、出産する方について1件なのですけれども、貸し付けの申し込みがあったという事実はあります。以上です。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

10ページの国保税のことでありますが、収納率アップで7,900万円ぐらいふやしたいということの説明でありましたが、これは従来どおり特に制度を変えて負担がふえたということはないのでしょうかということと、あと定率減税が半分とか全廃になるので、その影響というのは全くないものかどうかということですか。

それと、2点目が11ページと支出の16ページにも出てくるのですが、保険財政共同安定化事業、これは同じ金額が交付されて、同じ金額が出ていくというだけで、何か余り意味がないのかなというふうに思うので、そこら辺もう少し説明をしてもらえれば。どうしても国保会計を通さなければいけないものなのか、会計自体はブラ・マイ・ゼロで何も意味がないというふうに解されるのですが、いかがでしょうか。

○委員長（坪田智十司） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えします。

制度を変えたかということでございますが、特に変えてはおりません。国保の収納率が他市と比べて余りよくない現状もありますので、ことしはその辺しっかりと対策を立てて、昨年より伸ばそうというところでございます。

それから、定率減税に対する影響は、国保税に関してはございません。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えいたします。

この保険財政共同安定化事業、これは先ほど説明にもありましたように、保険料、保険税の平準化、すなわちこの制度そのものは歳入歳出同額ということ、拠出金の原資と申しますか、金額が医療費の30万円を超えて80万円までの部分の医療費につきまして、当該年度、平成19年度にどのくらいまず

もって交付見込みになるのかというふうなことを算定します。それで、その交付金を県内の40の自治体があるのですけれども、その総額を分母に当該市町村、例えばむつ市であればむつ市の医療費を分子に置いて割合を出しまして、各40市町村を案分すると。それで、その医療費につきましては、前々年度から直近2年ということですから、平成15年から平成17年度の3カ年の医療費がもとになっています。それで、どうしてこういうふうな制度が設けられたかというふうなことを言えば、要するに国保は助け合い、要するに相互扶助の精神のもとに制度が成り立っています。したがって、この交付金、再保険制度という言葉も使いましたが、小規模団体、要するに小規模団体に大きな医療費が発生した場合、国保は歳入として保険税しかございません。当然医療費については、あとは国庫補助があるのですけれども、そうすればその自治体において財源不足が生ずると。そうなれば、即税率改正というふうなことにもなりかねないというふうなことで、その30万円以上80万円未満の医療費にかかった小規模団体について、各市町村で助け合って、その分を交付金でそちらの方に交付しましょうと。ですから、この制度はうちの方では、今7億5,000万円ぐらいを拠出しますけれども、場合によっては8億円入ってくるかもわかりません。場合によっては、そういうふうなことで、原資そのものが交付金イコール拠出金という考え方ですので、積算がどのくらいになるかというふうなはっきりした根拠もございませんので、とりあえず交付金イコール拠出金というふうな予算上の計上をしております。

以上です。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。久保田委員。

○委員（久保田昌司） 1点だけお伺いします。

高額療養費についてお伺いします。昨年の2006年10月からは70歳以上の方が窓口払いの免除が実施されて、今度の4月から、今度は70歳未満の入院患者について、限度額を超えた分というのは医療機関での窓口払いが免除されるわけなのですが、すべての人にこれが公平に対応されればいいのですが、一つ問題が私はあると思っています。それが新しい制度として認定書の交付事務が入ってきます。この認定書の交付を受けない限りこの窓口払いの免除というのは出てこないということで、これが今後大きな問題になるのではないかなと思っていますが、厚生労働省では省令の中で、国保税の滞納者には特別な事情がある場合や市町村が認める場合を除いて原則として認定書を交付しないという話が出てきています。そういう中で、むつ市では4月以降どういう対応をされるのかお聞かせください。

○委員長（坪田智十司） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えいたします。

今委員おっしゃったとおり、原則はそのとおりです。ただ、うちの方というか、むつ市の国保で考えているのは、滞納世帯に関して、すべて証明書を発行しないというふうなことになるれば非常に混乱が生ずると。したがって、短期保険証交付の方は当然それは交付しますが、資格証明書の方に関しては交付はしないということですが、その場合においても、資格証明書はあくまでもうちの方で、先ほど言われました特別な事情がない方に、そして滞納している方に交付しているものであって、ということのうちの方で税務課の方の話も聞くのですけれども、行っても接触がまるっきりできない、またはうちの方でどういうわけかという連絡をしても連絡がとれない。要するに接触の機会がまるっきりなくて、そういうふうな方についてのみ資格証明書を交付しております関係上、今の現物給付についてもそうとらざるを得ないのです。したがって、相談なりなんなり、そういうふうな方に関しては、そのまま資格証明書を継続して発行しているという例はありませんので、その辺の部分について解決ができますれば、即それは現物給付、要するに証明書の発行はいたします。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 久保田委員。

○委員（久保田昌司） 今の答弁聞きまして、大分安心しました。基本的にこの認定書の交付が、認定書の交付というかと、認定書を持っていないと、いい制度でも利用できないというのがあります。先ほど出産育児一時金の問題も出ましたが、昨年10月からこれも実施されているわけなのですけれども、今答弁あった基本線をまず保ちながら、原則として基本的には認定書の交付というのを考えてやっていただくことを強く要求して質疑を終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） 国民健康保険の問題で、高額医療の貸付制度、これは社会福祉協議会が担当しているのか、川内分庁舎でやっているのかわからないけれども、9割は貸し付けする。それはなぜかという、保険を適用できない医療行為もある。したがって、9割が貸し付けするけれども、2カ月後に保険から来るので、そのとき返してくれればいいという、そういう制度があって、今までやってきました。

なお、保険税の問題でお尋ねしたいのですが、配偶者特別控除が取りやめになりましたね。増税になっているはずですが、38万円。これを取りやめたのです。これは、どのような形、現在どれだけの人が対象になって増税にな

っているのか。増税の額と、その人数をお知らせ願いたい。

○委員長（坪田智十司） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいま増税の額をということでございますが、確かに配偶者控除は変わりました。しかし、国保税の算定に当たっては、所得額から基礎控除33万円控除するだけです。市県民税等の税とは全く違いますので、配偶者控除等はこちらには反映しないということでご理解願いたいと思います。

○委員長（坪田智十司） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えいたします。

この貸付制度は、社会福祉協議会で貸付制度を行っております。ただ、大澤委員、私も川内ですけれども、川内の場合は国保でもってその制度はありましたけれども、むつ市は社会福祉協議会においてその貸付制度を行っているというふうなことだそうです。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） まだ納得できない面があるのです。ということは、38万円の税金に、増税になるような、そういうことがないと言うけれども、38万円差し引いたもの、それが入って税金をという私ども感覚を持っています。それが増税と関係ないというようなのは一体どういうところに関係ないですか。

○委員長（坪田智十司） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えします。

大澤委員がおっしゃっているのは、38万円控除というのは所得税に対して38万円控除します。市県民税に対しては、同じ配偶者控除で33万円の控除になります。ただ、今審議していただいている国保税には、その配偶者控除とは含まれませんので、増税とかそういうところには関係しないというお答えをいたしました。国保税の積算は、所得割として所得額に8.39%を乗ずるのですが、65歳以上の年金いただいている方々は、15万円控除とかとあるのですが、一般の方々は配偶者がいてもいなくても、所得額に33万円を控除するだけのその他の特別な所得税とか市県民税のような所得の控除というのはほとんどございませんので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（坪田智十司） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） まだ納得できない面もあるけれども、資格証明者、これは今ゼロでないということですから、これはもう絶対今後とも守って、そういう世帯はないようにして努力してもらいたい。

あとは、もっと精査、検討しなければならない、そういう問題等もありますけれども、そういう点で、やっぱり国保を守っていくという、そういう立場に立って奮闘してほしいと思います。要請も含めて質疑をこれで終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第24号 平成19年度むつ市老人保健特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 議案第24号 平成19年度むつ市老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算編成に当たりましては、平成19年度の老人保健対象者を年平均7,193人と推計いたしまして、諸費用を積算いたしております。この老人保健対象者は、前年度に比較いたしまして、527人の減少となっております。この結果、平成19年度の予算額は歳入歳出ともそれぞれ44億1,724万2,000円となり、前年度と比較いたしまして1億5,939万7,000円の減額、率にいたしまして3.5%のマイナスとなっております。

本会計は、歳出の医療諸費の金額に対しまして、老人保健法に規定されております負担割合で、社会保険診療報酬支払基金、国、県、そして市がそれぞれ負担し合って運営している特別会計でありますことから、順序が前後いたしますが、まず歳出の主なものからその概要をご説明申し上げます。

予算書の9ページをごらんいただきたいと存じます。第1款医療諸費であります。第1目の医療給付費は、被保険者が保健医療機関等から医科、歯科及び調剤等に係る医療の給付を受けた費用を決済するためのものでありまして、43億3,356万5,000円と歳出総額の98.1%を占めております。また、高

額医療費、補装具等現金支給にかかわる医療費支給費のほか、診療報酬明細書の点検に係る審査手数料を計上いたしております。医療諸費合計額で申し上げますと44億1,648万9,000円で、前年度に比べまして1億5,976万円の減額となっております。この主な要因は、平成14年10月の老人保健法改正で医療受給対象者の減少により医療費が減少したことによるものであります。

次に、第2款公債費であります。これは医療諸費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書の7ページから8ページになります。まず、7ページの第1款支払基金交付金であります。医療諸費のうち医療給付費及び医療費支給費に所定の割合を乗じて算出した医療費交付金と診療報酬明細書の審査手数料は費用の全額を見込んで計上いたしております。支払基金交付金の合計額は23億912万2,000円で、前年度に比べまして1億4,594万7,000円の減額となっております。この主な要因は、医療保険者の拠出割合が平成18年10月から54%から50%に引き下げられたことによるものであります。

第2款国庫支出金であります。これは医療費国庫負担金で、ルール計算により所定の負担割合を乗じて算出した14億491万円を計上いたしております。前年度に比べまして920万8,000円の減額となっております。この主な要因は、医療受給対象者の対象により医療費が減少したことによるものであります。

第3款県支出金であります。医療費県負担金はルール計算により所定の負担割合を乗じて算出した3億5,122万7,000円を計上いたしております。前年度に比べまして230万3,000円の減額となっております。この主な要因は、前の款と同様、医療受給対象者の減少により医療費が減少したことによるものであります。

続きまして、第4款繰入金であります。支弁者でありますむつ市の所定の負担分及び借入金利子分として一般会計から繰り入れされるものであります。繰入金の合計額では3億5,198万1,000円で、前年度に比べまして193万9,000円の減額となっております。その主な要因は、前の款と同様、医療受給対象者の減少により医療費が減少したことによるものであります。

次に、8ページの第5款諸収入であります。給付の原因が交通事故など第三者行為によって生じた医療費に対する損害賠償金等であり、2,000円を名目計上いたしております。

以上が平成19年度むつ市老人保健特別会計予算の概要であります。よろしく願いいたします。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） 問題は、お年寄りが随分ふえているのです。しかし、介護保険料も取られて、保険料上がるという話も聞いているし、涙が出るような、そういう話もしたので、こういう問題について、私ども胸を痛めているところですが、医療費が10月からまた上がるということ、それから65歳以上の減税の対象であった、そういうものが70歳になれば50万円、これが増税になるという、そういうことを聞いているのです。この中身についてはっきりお答え願いたい。

○委員長（坪田智十司） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答えになるかどうかわかりませんが、冒頭申し上げましたとおり、本会計につきましては、老人保健法に規定されている負担割合で75歳以上の方の老人保健の医療に要する経費につきましては、社会保険診療報酬支払基金、国、県、そして市がそれぞれ負担し合っている特別会計でありますことから、増税とかそういうことはこの会計には出てまいりませんので、お答えできないということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（坪田智十司） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） この中がないということでもありますので、後でやっぱり検討しながらやりたいと思います。

これで終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第25号 平成19年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、議案第25号 平成19年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算編成に当たりましては、昨年の制度改正に伴う介護予防システムへの転換、給付の効率化、重点化、地域密着型サービス等新たなサービス体系へ向けて対応すべく介護保険制度の趣旨に沿うよう努めたところであります。これによりまして、平成19年度予算額は歳入歳出ともそれぞれ42億5,748万9,000円となり、対前年度との比較では1億6,766万3,000円、率にしまして4.1%それぞれ増加したものとなっております。その概要を申し上げますが、順序が前後いたしますことをご了承いただきたいと存じます。

まず、歳出からであります。予算書の11ページからとなります。第1款の総務費であります。これは、介護保険特別会計運営事務費、地域密着型サービスの運営に係る事務費及び下北圏域で共同設置しております介護認定審査会に伴う審査会委員の報酬、一般職員の給与費、主治医意見書作成手数料などに要する経費であります。また、介護保険事務処理システムの保守委託に係る経費が一般会計へ一元化されたことに伴い、対前年度比較で789万円、率にしまして7.8%の減となっております。

次に、第2款保険給付費になります。12ページからとなります。これは、介護度に応じて居宅サービス、施設サービス及び地域密着型介護サービス、そして介護予防サービス等に係る介護保険サービスの利用者負担分、原則1割負担となりますが、それを除いた各給付費の保険者負担経費である9割法定分に要する経費であります。施設サービスが頭打ちとなっているものの、訪問介護等の在宅系サービスが伸びており、制度改正に伴う要支援者への移行等の伸び悩みが見込まれる給付費となっております。総額で40億7,576万4,000円計上いたしておりますが、対前年度比較で1億6,700万円余、率にしまして4.3%の増となっております。歳出全体の95.8%を占めてございます。

次に、第3款地域支援事業費であります。14ページからとなります。これは、地域包括支援センターが生活機能が低下している特定高齢者を対象に介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、介護予防事業として運動器、これは筋力向上トレーニングなどになります。及び口腔器、これは歯磨きや入れ歯等の調整等の機能向上事業、さらには栄養指導事業、ヘルパー派遣事業などに要する経費のほか、新年度から本格的な事業展開を行う地域包括支援センターを人口規模等に応じた体制整備を図るため、直営以外に民間の2カ所に委託することとしており、これに要する経費及び市が任意に実施する介護用品支給事業、食の自立支援サービス事業などに要する経費であります。

特に昨年の7月から稼働いたしました地域包括支援センターの本格的な運用に伴いまして、対前年度比較において約830万円余、率にしまして11.4%の増となっております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金であります。16ページからとなります。これは、市町村の介護保険事業の財政安定化を図るため、県が設置しております財政安定化基金への拠出金であります。

第5款基金積立金であります。これは財政調整基金の運用利子の積み立てであります。

第6款公債費であります。これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

第7款諸支出金ですが、17ページとなります。これは、保険料等の還付に対応するための予算措置であります。

第8款予備費ですが、これは保険給付等の急な支出増に対処するための予算措置であります。

次に、歳入についてであります。予算書の7ページからとなります。第1款保険料であります。これは、65歳以上の方の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収、年金受給者となります。また、普通徴収はそれ以外の方となります。対前年度比で1,658万7,000円、率にしまして2.2%の減となっております。これは、平成18年度が第3期介護保険事業計画の初年度でありましたことから、法定割合をもとに計上した結果、実際の見込額との間に差が生じたことによるものであります。歳入全体の17%を占めております。

次に、第2款分担金及び負担金であります。これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村負担金で、負担割合は実績割75%、均等割25%であります。

次に、第3款使用料及び手数料ですが、督促手数料を見込んでの予算措置であります。

次に、第4款国庫支出金ですが、7ページから8ページになります。これは、保険給付費に対する介護給付費負担金、ほかに格差調整のための調整交付金及び地域支援事業交付金で、介護予防事業と包括的支援事業並びに任意事業に対しての見込額を計上いたしております。

また、施設給付に係る国・県の負担割合が国から県へ移行したことに伴い、国庫支出金が総体的に県支出金へ移行となっております。歳入全体の23.8%を占めております。

次に、第5款支払基金交付金になります。8ページになります。これは、

40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの介護給付費交付金であります。また、地域支援事業交付金については、介護予防事業に対して交付されるものであります。対前年度比較で5,240万1,000円、率にしまして4.3%の増加となっておりますが、これは保険給付費の増に伴うものであります。歳入全体の29.9%を占めております。

次に、第6款の県支出金ですが、8ページから9ページになります。これは、保険給付費に対する介護給付費負担金と、ほかに地域支援事業交付金で、国庫支出金同様に介護予防事業と包括的支援事業及び任意事業に対してそれぞれ見込額を計上いたしております。また、施設給付に係る国・県の負担割合の変更等に伴いまして、対前年度比で1億377万9,000円、率にしまして20.7%の大幅な増加となっております。

次に、9ページの第7款財産収入であります。これは、財政調整基金の運用利子収入を計上いたしております。

第8款繰入金ですが、9ページから10ページになります。これは、本会計への市負担分であります。一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金であります。対前年度比較で3,466万9,000円、率にしまして6%の増となっておりますが、これは保険給付費の増に伴う一般会計の負担増と、収支不足が見込まれることによる基金の取り崩しであります。

次に、第9款諸収入であります。これは市の地域包括支援センター事業収入となる新予防給付に係る要支援の被保険者に対して作成したケアプランの介護報酬と第1号被保険者延滞金及び交通事故等の第三者行為納付金に対応するための予算措置であります。

以上です。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

8ページの支払基金交付金の40から60歳の分の5,178万3,000円がふえてい
るのですが、この要因をお願いいたします。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（佐々木 順） お答えします。

平成19年度の保険給付費が昨年よりふえているから、その分です。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 横垣委員。

○委員（横垣成年） 確認したかったのが、例えば本人の負担の率40から60歳の本人の負担の率の変化でこうなったのではないのですねということをちょ

っと再度確認させていただきます。給付がふえたからというだけでふえたということではよろしいのですね。本人の負担の率がふえたとかということではないという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（佐々木 順） お答えします。

今横垣委員がおっしゃったとおりです。

以上です。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。瀨田委員。

○委員（瀨田栄子） 14ページ、介護予防事業費の3款1項をお聞きします。

介護予防高齢者施策事業費、平成19年度に新たに始まる事業ですけれども、その下の方から四つの事業内容についてお聞きします。転倒骨折予防教室事業委託料790万4,000円、口腔機能向上事業委託料384万円、水中運動事業委託料、その他介護予防高齢者施策事業費、この内容についてお聞きします。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課総括主幹。

○保健福祉部介護福祉課総括主幹（岩崎若男） お答えいたします。

目新しい事業というか、平成18年度も実際にやっていた事業です。ふえたのが口腔器の事業が一つふえています。中身の概要をご説明申し上げます。運動器の項目ですけれども、これは通所型の予防事業となっております、運動器、口腔器、栄養、その他となっております。特定高齢者の方に施設に通ってもらって、それぞれの機能をアップしてもらおうと、よくしてもらおうという事業です。運動器につきましては、デイサービスの形態をとりまして、施設に委託しております。したがって、筋力アップとか、あと施設によっては入浴等がついてきます。

それから、栄養なのですが、これは低栄養状態、ほとんどなかったのですけれども、要するに栄養失調の方に対する栄養指導といたしますか、そういう事業になっています。

あと、口腔指導なのですが、口腔というのは非常に広くて、歯とか舌とか、あと嚥下とか、そういう機能をアップしようというふうなものになっています。この三つが主体になってやらされますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（坪田智十司） 瀨田委員。

○委員（瀨田栄子） これは、介護予防支援事業なのですけれども、そうすると、今介護認定を受けている方だけを対象に事業をしているわけですか。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課総括主幹。

○保健福祉部介護福祉課総括主幹（岩崎若男） どうも失礼しました。

下から四つの事業とありましたので、予防事業の方をお答えしてしまいました。介護予防支援事業というのは、要支援1、要支援2と判定された方に対して介護保険の適用を受けてサービスを受ける事業になっています。したがって、介護の認定を受けます。介護保険と同じ介護認定を受けて、それからのサービス利用ということになって、その前段としては、当然ケアプランをつくって、それに従ってサービスを受けると。ほとんど介護保険と中身は同じことをやります。ただ、単価が通所型とか、あと居宅に関しては月額の設定額と。点数のつけ方がちょっと違うものがありますけれども、そういうものもやっていきます。ただし、その支援事業につきましては、地域包括支援センターのメインの仕事というふうな意味合いではなくて、地域包括支援センターの指定を受けました。それから、その中でもう一回介護予防支援事業所として指定を受けます。その介護予防支援事業所でケアプランをつくれる、そこでもって予防支援の事業のサービスをしていきますよと、そういうことになります。

○委員長（坪田智十司） 濱田委員。

○委員（濱田栄子） 私の尋ね方がちょっと悪いようで、3款の地域支援事業費の介護予防支援費について今聞いているのです。この事業の対象になっているのは、介護認定を受けた人だけかということをお聞きしたのですが、認定を受けたか、受けなくても対象になるのかということです。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課総括主幹。

○保健福祉部介護福祉課総括主幹（岩崎若男） どうも失礼しました。再三にわたって私の間違いで、私予防事業の方を見ていました。済みません。

1目ですね。1目の介護予防の高齢者事業ということですが、これは認定を受ける、受けないではなくて、特定高齢者の指定を受けた方に対して行われる事業です。要するに一般の元気な方、それから少しだけ生活機能が落ちた方、この少し生活機能が落ちた方を特定高齢者と呼びますが、この方々を健康診断等で25項目のチェックを行いまして、それで選定して、その方々に対する事業です。よろしいでしょうか。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。斉藤委員。

○委員（斉藤孝昭） 15ページの介護予防ケアマネジメント事業の項目について質疑します。

これは、教育民生常任委員会でも、会期中の所管事務調査で一部聞き取りはしましたが、ちょっと今気がついたことと、あとはそのときに聞けなかったことを今質疑したいと思います。

まず、先ほどの部長の話だと、この介護予防マネジメント事業、直営のほ

かに地域包括支援センターに委託するというふうな話をしましたが、直営も支援センターと同じような業務をするのか、まず確認で質疑いたします。

もう一つが、これは教育民生常任委員会のときに聞きましたが、たしかむつ市の区域を二つに分けて委託するという話でした。直営で今までやっていたのを地域包括支援センターというところに委託をしたという、利用者に説明する機会はいつやられるのか、2点教えてください。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課総括主幹。

○保健福祉部介護福祉課総括主幹（岩崎若男） お答えいたします。

委託先と直営でその包括的支援事業、2事業が違うのかということですが、同じことを行います。要するに三つの地域包括支援センターで同じことを同時に行いますよということです。

もう一つ、PRですけれども、まだ実は契約を済ませておりませんので、契約を済ませてからのPRということになりますが、まず広報を利用します。それから、各団体とか、あと町内会、それから民生委員さん方の総会、会議等に出向いて、おのおの説明に回るという状態、そういう計画になっています。

○委員長（坪田智十司） 齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） この事業もスケジュールがすごく短くて、行政の方も相当苦労して今の4月1日から実施に向けて動いていたはずなのです。結局どこに影響が行くかということ、利用者の人たちに相当影響があって、今はどういう状況になっているかということ、地域包括支援センターができましたよと、だけれども、利用しようとしている人たちは、それは何なのかわからないし、では私たちはどこに相談に行ったり世話になったりすればいいかというのを全然わからないで、行政の情報が一方的に進んでいる状態なのです。先ほどまだ委託していないからというふうな話ではありましたが、もう既に動けという指示を出していて、行政側から、それを受ける2社は、もう準備に入っているはずですが。ただ、その委託された現場の話を聞くと、今のままではできないというふうなことの意見が結構出ているらしいのですが、そういう話は聞こえているのか。今私が話をしたことに対してどういうふうに進めようと思っているのか、お聞かせください。

○委員長（坪田智十司） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

今の地域包括支援センターの委託につきましては、まずこの予算を議決いただかないと本格的には動けないということが第1点ございます。その前にいろんな候補者たる法人の方とはいろいろ協議等はしている部分がございます。

すけれども、本格的な稼働ということになりますと、予算を議決していただいた後に契約行為が発生して本格的に4月にスタートということになるのですけれども、当然先ほど担当から申し上げましたように、いろんな福祉関係の広報媒介等がございます。例えば民生委員の方とか、それらの方等を十分利用させていただいて、その辺の周知は図ってまいりますし、またこの地域包括支援センターができたからということで、待ちということではございませんので、あくまでもこちらからも出向いて当然いろんな相談業務等にも応じますし、またわざわざ利用される方がその3カ所の地域包括支援センターに出向くということは、まず今までの経過を見ますとございませんので、ほとんど電話等あるいはまた民生委員を介して紹介してもらおうとか、仲介していただくとか、そういう体制がある程度できておりますので、その辺は私どもは余りご心配ないものというふうに認識いたしておりますので、よろしくどうぞご理解願います。

○委員長（坪田智十司） 齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） では、確認しますが、利用者が例えば直営の地域包括支援センター、つまり保健福祉部ですかにマネジメントしてほしいというふうな要望があった場合は、当然直営で受けてもらえるのか。それとも、地域を二つに分けたということを知っていましたが、例えば担当はみちのく荘なのに、その分けられた地域がみちのく荘の担当した範囲外にいる人がみちのく荘にお願いしたいという場合は、その融通はきくのかどうか、最後に確認します。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課総括主幹。

○保健福祉部介護福祉課総括主幹（岩崎若男） お答えいたします。

直営に申し込まれたということの場合は、二つの地域包括支援センターのどちらの住所に属しているかということをお聞きして、今度こちらの方があなたの担当になりますからという説明はまずします。それでもどうしても直営でやってほしいのだということであれば、直営でできる体制にはなっています。

また、二つに分けてありますけれども、どうしてもそちらの方でやらなければならないと、わがままということもあるかとは思いますが、できるだけわがままということが出ないようにご説明申し上げて、それでもそういう理由があるのであれば、そちらに行ってもらうことは大丈夫というふうに話し合いはしております。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） ケアマネジャーがせせらぎ荘にいますが、大分ベッ

ドがあいてきているということは負担にこたえられない、非常に高い、そういうことでもって、これをやっぱりケアマネジャーが3から5にしてくれたら介護料が半額になったという、そういう経過もありますので、川内地区の場合は、そういうこともケアマネジャーのあれもありますので、そういうようなものを参考にして、ぜひ……

○委員長（坪田智十司） 大澤委員、何ページの何項の部分でしょう。

○委員（大澤敬作） 15ページの介護予防ケアマネジメント、この項でもって関連もあるので、お尋ねしました。

デイサービスについては、問題ないと思うのです。ただ、そういう介護度が3と5ではちょうど半額になるので、そういう点のケアマネジャーの努力、そういうようなものが必要だと思いますので、どうでしょうか。

○委員長（坪田智十司） 介護福祉課総括主幹。

○保健福祉部介護福祉課総括主幹（岩崎若男） 今の介護度のお尋ねですけれども、介護度は、私どもで判定するわけではございませんで、認定審査会にしかるべき資料を、医師の意見書、それから調査員の意見書を提出しまして、その中で判定されます。それに従って介護度を決めて、決まった介護度で介護のサービスを受けなさいと、そういう法律になっていまして、それ以外はちょっと難しいことになりますので、ご理解願います。

○委員長（坪田智十司） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） 難しいとかそういうものでなくて、それはできないのです。ケアマネジャーが医師に言って、介護度がどの程度なのか、そういう能力を持ったケアマネジャーさんはせせらぎ荘にはいるということ、その人がそういうふうに行っているから、だれでもできるというものではない。そういうふうにしてもらいたいと思います。

○委員長（坪田智十司） 大澤委員、予算について質疑してください。

○委員（大澤敬作） そういうふうにしてもらいたいと思います。できませんよ。私もあなたも、そういうことでよろしく。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(坪田智十司) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで2時30分まで休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時31分 再開

- 委員長(坪田智十司) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第26号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

- 建設部長(成田 豊) それでは、議案第26号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、平成19年度の予算の歳入及び歳出の総額は、いずれも17億6,411万8,000円と見込んでおり、対前年度比で6,934万円、4.1%の増となっております。

次に、7ページをお願いいたします。まず、歳入であります。1款1項の分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区にかかわる受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ大畑地区の受益者負担金は、前年度比1,591万9,000円減の3,373万1,000円と見込んでおります。分担金の減額要因は、川内地区において、今後5年間以内に整備が見込まれる地区すべてを平成18年度に一括して分担金賦課区域としたことや、脇野沢地区が平成18年度で整備が完了したためでございます。

同じく1款2項の使用料及び手数料の1目と2目は施設の使用料で、3目と4目は工事店申請認可や工事検査及び督促等の手数料で8,683万9,000円を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金でございますけれども、これは平成19年度予定しております下水道建設事業費に対する国庫補助金でありまして、脇野沢地区の事業が終了したことに伴い2,900万円減の3億2,500万円を見込み計上しております。

8ページをお開き願います。3款財産収入は、旧大畑町に対しまして合併以前に交付されておりました青森県町村下水道事業緊急対策費補助金を基金

として積み立てしておりましたが、その利子収入を受けるために科目設定したものでございます。

4款1項一般会計繰入金、これは財源不足といたしまして、市の一般会計から5億3,000万円を繰り入れしていただくものであります。同じく4款の2項基金繰入金は、旧大畑町にかかわる減債基金を繰り入れするものでございます。

5款繰越金は、科目設定のための予算措置でございます。

6款諸収入の第1項第1目は、受益者分担金等の滞納額に対する延滞金の科目設定の予算措置でございます。9ページに移っていただきまして、2項の雑入は、消費税及び地方消費税の還付金で、前年度比234万円増の1,034万円を見込み計上しております。

7款市債でございますけれども、それぞれ事業に伴う起債でございます。前年度比7,550万円増の7億7,820万円を借り入れ予定額を計上しております。増額要因でございますけれども、これまで起債充当率が補助事業分につきましては90%、その他は95%であったものがすべて100%に引き上げられたことに伴うものと、資本費平準化債が増額となったものでございます。

県支出金であります県の補助金は、脇野沢地区の漁業集落排水が平成18年度をもって一たん終了となることから廃款にしたものでございます。

次は、歳出でございます。10ページをごらん願います。1款事業費、1項総務管理費の1目一般管理費は、職員9人分の給与費8,010万円のほか、13節委託料には使用料徴収事務や下水道台帳作成事務の委託料として1,494万円余、19節補助金には、排水設備工事にかかわる利子補給や助成金、補助金で968万円余を見込み計上しております。

2、3、4目それぞれは、管渠及び市内6カ所の下水処理場の維持管理費でございます。

次、11ページに移らせていただきまして、下水道整備費でございますけれども、これは職員4人分の給与費2,949万円のほか13節委託料の主なものといたしましては、実施設計、路線測量業務等7件分で9,100万円、認可計画変更業務分2,000万円であります。ほかにマンホールのポンプ用地の測量分として60万円が加わっております。15節工事請負費でございますけれども、補助分、単独分を合わせました管渠工事実施予定23カ所、むつ地区4件、大畑地区7件、川内地区12件でございますけれども、その総延長約5,341メートル分の工事分といたしまして6億8,500万円、それから19節負担金には、川内地区において県が代行して行う事業の市の負担分でございます。漁業集落環境整備費は、脇野沢地区の工事が終了しましたので、廃目といたしてお

ります。

第2款の公債費には、長期債の元金及び利子の償還金、さらには一時借入金
の利子を合わせまして6億4,002万9,000円を計上しております。

次は、12ページをお願いいたします。第3款予備費でございますけれども、
昨年より100万円減らしまして、今年度は100万円を計上いたしております。
例年予備費需要のケースが発生していないことから、このような措置をした
ものでございます。

以上の予算によりまして、平成19年度の下水道整備面積は24.4ヘクタール
を見込んでおりますが、この結果、これまでの累計では306.3ヘクタールの
整備面積となります。これは、事業認可面積464.2ヘクタールに対しまして
は66%、全体計画面積2,274.5ヘクタールに対しましては13.5%の整備率と
なります。

以上、平成19年度むつ市下水道事業特別会計の概要でございます。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。松野委
員。

○委員（松野裕而） 1点だけお尋ねいたします。

今建設部長から、面積に対する割合は説明していただいたのですが、
実情の件数、世帯数、今つなげる世帯数が幾らあって、それで今現在つな
がっている世帯数がどのくらいあるのか。できればむつ地区、大畑地区、川内
地区、脇野沢地区分けてご説明お願いいたします。

○委員長（坪田智十司） 下水道課長。

○建設部下水道課長（鈴木克郎） お答えいたします。

まず最初に、現在使える部分の、むつ地区の場合には、これ事業所等がご
ざいますので、建物ということになりますけれども、地区別に分けて申し上
げます。まず、むつ地区が建物が568棟ございまして、そのうち241棟とい
うことで42.4%接続しております。それから、大畑地区につきましては828世
帯のうち201世帯ということでは24.28%、それから川内地区が1,139世帯に
対しまして635世帯ということでは55.75%、それから脇野沢地区の、これは特定
環境保全公共下水道、特環分でございますけれども、400世帯のうち236世帯
ということでは59%の接続になっております。また、脇野沢地区の漁業集落排
水、九艘泊地区が43戸のうち32戸ということでは74.4%、寄浪、蛸田地区が55件
中13件ということでは23.64%、全体でいきますと3,033世帯に対しまして
1,358世帯の接続ということでは44.77%ということになります。これは、今の
2月末現在の数字でございます。

それから、先ほど普及率の関係のお尋ねがございましたけれども、実は市

の方で押さえておりますのは、処理人口で押さえておりますので、そちらでちょっと申し上げたいと思います。汚水処理人口と申しますのがございまして、これは公共下水道あるいは漁業集落排水、あるいはそれから合併浄化槽の普及率でございまして、これは現在使える状況になっているところ、これが接続しないところも含まれますけれども、使えるところの処理人口を現在の行政人口で割ったものでございまして、むつ地区であれば公共下水道は2,019人、4.04%、大畑地区が947名、10.2%、川内地区が2,505人で45.67%、脇野沢地区が1,290人で51.95%、合計公共下水道に関しましては10.08%の普及率になります。

一方、漁業集落排水に関しましては、脇野沢地区は123名で4.95%、市全体で見ますと0.18%、それから合併浄化槽の関係が市全体で12.25%ございまして、これらを合計いたしますと、むつ市全体におきまして1万5,164人ということで、22.5%の普及率となっております。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 松野委員。

○委員（松野裕而） 大変丁寧な説明ありがとうございます。

これによりますと、全体的にまだ50%、つなげるのですけれども、つながっていないところは50%以上あるということですので、これは陸奥湾保全のためにやっている事業でもありますので、そこら辺の3年以内につながなければだめだと法律で決まっていますのですけれども、そこら辺の工法とか、つなぐための推進の方法とか、そこら辺の下水道の加入率を上げるための政策とかは、何かとっているのですか。

○委員長（坪田智十司） 下水道課長。

○建設部下水道課長（鈴木克郎） お答えいたします。

先ほどの下水道法の中で3年以内につながなければいけないというお話ございましたけれども、実は下水道法の中では排水関係、これはトイレ以外なのですけれども、これらに関しては速やかにつながなければいけないということで、通常解釈上1年以内ということになっております。そのほかにトイレに関してはくみ取りトイレを水洗トイレに変える場合3年ということで、拡大解釈して3年ということにしております。この3年の根拠をもとにいたしまして、利子補給の制度がございましてけれども、こちらの方は3年以内限り利子補給を行うと。3年超えたものに関しては、事情を参酌して利子等を補給しておりますけれども、そのほかに大畑地区の方に関しましても3年以内に接続したのものに関し3万円から7万円の助成金を交付していると。このような制度も併用はしているのですけれども、なかなか経済の停滞と申し

ますか、懐くあいがちょっと貧しい方々はなかなかつないでいただけないということもございます。こういうふうな50%を切るような接続率なのでございますけれども、市といたしましては、工事が始まる前に説明会等を開きまして、その辺を呼びかけておりますし、また広報等を使いまして呼びかけてはおります。これからは、毎戸関係も実施しながら、何とかお願いしながらやっていかなければいけないと。経済状況等もございますし、また高齢化ということでなかなかもう家を建て替える予定もないという方もいらっしゃると思いますので、その辺を考えながら、これからも鋭意接続率に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 松野委員。

○委員（松野裕而） 今担当課長が説明してくれましたが、3年以内につながなくても罰則規定、もしくは何かのペナルティーとか、そういうようなのがないようですので、私この前の説明を受けに行ってきたときに、余りにも接続率が悪い場合は、そういう罰則もこれから設けますよ、設けてもいいですよという国の方針もあるようですので、おどしというわけではないのですけれども、つなげてもつながらない人もかなりいるようですので、つなげられるところは極力つなぐような形の政策をとっていただくようお願いして終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

今下水道料金が各地域ばらばらだと思うのですが、そこら辺はこのままの状態で行くのかどうか、見直しをお願いします。

○委員長（坪田智十司） 下水道課長。

○建設部下水道課長（鈴木克郎） お答えいたします。

下水道料金に関しましては、これ合併時の協定事項がございまして、それをちょっと読んでみますけれども、下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後は上水道料金の推移を参考に下水道審議会に諮り、合併後5年以内に調整するというふうに協定ではなっております。実を申しますと、下水道料金に関しましては全国的なもの、あるいは県内的なものを見ますと、上水道料金の約70%程度で設定しております。したがって、下水道料金が上水道料金よりも高くなるとか、そういうふうなことがあれば、やはり市民の理解は得られないと思いますので、下水道担当の方針といたしましては、上水道の方の料金統一を考えながら、一応70%をめどにしながら下水道料金の統一を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第27号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。議案第27号の参考資料、公共用地取得事業特別会計予算に関する説明書を見てご説明いたします。

まず、先に8ページの歳出でございますが、事業費として6,000円ですけれども、これは消耗品等の需用費であります。これは、前にコスモスの種子等を前の年度で、1年前まで使っていましたので、それでそういう名前になって残っております。内容としては、消耗品等の需用費ということでございます。

また、公債費の1,682万6,000円ですが、1目の元金1,480万円は、平成9年に購入しました下北駅前広場3,541平米及び平成10年に購入しました新町のはまなす農協倉庫跡地2,765.97平米の2カ所の用地にかかわる長期債の元金償還金でございます。2目利子の202万6,000円でございますが、同じく2カ所の長期債の利子でございます。

それから、これに充てる財源でございますが、前の7ページになります。7ページの歳入に1,683万2,000円を計上しておりまして、これは一般会計からの繰入金と、あとN T Tの電話柱の土地使用料の6,000円を計上しております。

以上、簡単でございますけれども、公共用地取得事業特別会計についての

ご説明といたします。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第28号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 議案第28号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開き願います。

むつ市魚市場事業特別会計予算は、歳入歳出とも754万8,000円を見込んでおります。前年度と比較いたしまして26万8,000円の減となっております。

次の7ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。使用料の83.5%は、魚市場卸売場の使用料でありまして、魚市場条例第46条による魚市場卸売場の使用料であります。卸売業者は、鮮魚類については卸売金額の1,000分の5、冷凍魚介類、海藻類については1,000分の2を取扱手数料として納付することになっているもので、630万円を見込んでおります。その他事務室の使用料、電気、水道等の使用料124万6,000円を計上しております。財産収入には、基金運用収入として1,000円、繰越金には1,000円を名目計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費として魚市場運営審議委員8人分の報酬及び費用弁償のほか、事務処理のための経費を計上しております。

第2款施設費、第1項魚市場施設費には、施設管理に要する経費として光熱水費のほか老朽化の進んでいる市場の屋根、雨どいの改修工事費200万円及び荷捌施設の土地占用料を計上しております。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田委員。

○委員（濱田栄子） 1点だけお尋ねいたします。

今部長最後にご説明されました8ページの1項1目魚市場施設改修工事費ですけれども、この魚市場、たしか昭和48年に建設されていると思うのですけれども、老朽化がかなり進んでいて、今後大きい地震などに対する対応などはどういう状況なのか。そういう調査等はしているのでしょうか。今回は200万円の改修費ということでしたけれども、それを関連してお聞きします。

○委員長（坪田智十司） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 合併してすぐの平成17年度の海峡サーモンまつりに市長が出席いたしまして、その際漁協の組合長からご相談を受けまして、老朽化がひどいのでというふうなことで、市長の指示でもって、その後建築士の資格を持つ市の職員が建物診断をしております。その結果とすれば、簡易な診断なのですが、建物時に防腐処理、腐らないようにした鉄骨の防腐処理をした鉄骨は今でもきちんと潮風に当たっても大丈夫なようですけれども、見えない部分の鉄骨が非常に老朽化が進んでいるというふうな結果で、私どももそのように認識しております。

もう一つ、魚市場は先ほどご説明させていただいたとおり、使用料で持っております。大畑町漁協の経営にもかかわってくるのが荷揚げ料、荷揚げ額なのですが、大畑町漁協所属の漁船の数が委員ご承知のとおりふえてはおりません。減っているという方が正しいかもしれません。そういうふうな関係から、私どもは大畑町漁協所属の船だけではなく、外来船が大畑の魚市場にイカなりサケなりを持ってきていただきたいという意味で、魚市場の2階には、その外来船のための休息室もございます。ただ、非常に年月がたっております。とてもそういうふうな方をお迎えして、お客様をお迎えするような状況ではないのは私どもも見て承知しております。また、通信技術、IT産業の発達によりまして、わざわざ事務室を借りなくてもコンピューターなり通信回線をもってできるものですから、事務室の空き室が相当あいてございます。そういうふうな事情から、私どもは近い将来改修する必要があると、あるいはコンパクト化して合理的に使えるようにするべきではないかというふうに考えておるところでございますし、市長からもその方針で検討するように指示をされております。ただ、現在のむつ市は財政健全化の途中でございます。電源立地地域振興対策交付金を私どもとすれば利用させていただきたく思っておりますが、健全化のめどが立ちましたら、経済部とすれ

ば、いち早くその方針をもってご協議しなければいけないものと考えてございます。

また、平成16年度から基金を創設しておりますけれども、その前は旧大畑町の財政事情によりまして、一般会計に繰り入れしております。平成16年、平成17年と今のところでは1,000万円弱、大体950万円ぐらいしかまだ基金がたまってございません。そういう意味からも、そういういろいろ今後のことも考えますと、前向きに検討していかなければいけない事項だと認識してございます。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 瀧田委員。

○委員（瀧田栄子） 昭和48年、私も浜で仕事をしておりました。その当時建てられたのが今の市場でございます。上屋は入札に来る方たちの事務所ということでつくっております。ただ、その強度の問題ですけれども、昭和48年の、ではそのときにどういう強度で建てられたのかなということ。今回も予算計上されました大畑川の護岸工事、一度ストップしたことがあります。それは、昭和30年程度の強度で一時進行したのですけれども、見直ししなければならないということで1年間休んだ経緯がございますので、荷揚げをしている最中にまた地震等来ないとも限りません。開設者が市長でございますので、部長にはこれからも力強い応援をお願いして終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第29号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、議案第29号、脇野沢地区における簡易水道事業にかかわる平成19年度の予算について、その概要をご説明いたします。予算書6ページをごらん願います。

平成19年度予算は、歳入歳出とも1億1,472万4,000円となりまして、前年度比で1,804万円、18.7%の増加となっております。この増となった要因でございますけれども、昨年発生いたしました水道水の濁り対策といたしまして、ピグと称する高密度のウレタンを挿入いたしまして、本管内部を洗浄するための経費、また小沢地区浄水場の水量不足が心配されていることから、隣接いたします蛸崎地区からの取水に切りかえるための調査費を計上したことによるものでございます。

それでは、7ページをごらん願います。まず、歳入でございますけれども、1款1項1目施設負担金でございますが、これは第三者行為によります水道施設の損傷等に対する補償負担金で、科目設定のための予算措置でございます。

次に、2款1項1目の水道使用料は、年々給水人口が減少していることを踏まえまして、前年度比270万円減の5,000万円を見込んでおります。

同じく2款の2項1目検査手数料は、給水工事検査並びに設計審査等にかかわる手数料を計上いたしております。

3款1項1目給水施設工事収入は、第1款の負担金と同様に第三者行為による給水施設等の破損に対する修理工事料で、科目設定のための予算措置でございます。

8ページをお開き願います。4款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、これは市の一般会計からの繰入金でございますが、歳入歳出の差し引き不足額を繰り入れしていただくもので、前年度比2,072万7,000円、47%増の6,470万1,000円を見込んでおります。施設の改修費や取水の切りかえのための調査費で増額となっております。

5款繰越金及び6款諸収入は、科目設定のために予算措置したものでございます。

次は、歳出であります。9ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は、人件費や事務的費用のほか27節公債費には消費税等の納税額を計上いたしております。

2目の施設管理費は、前年度比3,052万8,000円増となり、前年度の約4倍、4,080万7,000円を計上いたしております。この増額の要因でございますけれども、再三申し上げますように、13節委託料には小沢地区浄水場の水量不足が心配されていることから、隣接する蛸崎地区からの取水に切りかえる

ための事業変更認可業務に関する費用を臨時特殊経費として1,000万円、さらに15節工事請負費には、昨年発生しました水道水の濁り対策といたしまして、浄水場の危機整備費用1,133万7,000円及び本管内部を洗浄するための費用996万5,000円の合計額2,130万2,000円を同じく臨時特殊経費として計上したことによるものでございます。なお、委託料のところには脇野沢浄水場電気保安管理業務委託料として9万7,000円も加算されております。

次に、10ページでございます。2款1項の公債費でございますけれども、長期債の元金償還金並びに利子償還金、さらには一時借入金の利子といたしまして5,971万6,000円を計上しております。

3款の予備費、これは前年度と同額の50万円を計上いたしております。

以上、平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第30号 平成19年度むつ市用地造成事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 議案第30号 平成19年度むつ市用地造成事業会計予算について説明いたします。

まず、この会計は、平成19年度地方公営企業法の適用を廃止し、公費適用の特別会計として設置した特別会計であります。将来的には会計の閉鎖を図るための清算会計であります。

まず、予算書の1ページ、歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ6,496万5,000円を計上いたしております。

次に、2ページ、歳入の主なものとして財産収入に3,496万1,000円、一般

会計からの繰入金、これには500万円の増額をいたしまして、3,000万円を計上いたしております。

歳出には、一般管理費に261万9,000円、公債費に6,234万6,000円を計上いたしております。

次に、事項別明細書の歳入につきまして、7ページと8ページに記載しております。第1款の財産収入、主なものでございますが、第2項の財産売払収入でありまして、これは第3旭町団地5区画1,674.27平方メートルの売却代金3,494万6,000円を計上いたしております。

以上です。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤委員。

○委員（斉藤孝昭） 11ページ、公債費のところですが、一時借入金の利子とありますが、1,922万円は一時借入金の利子ですので、では一時借入金は総額で幾らなのか。

あとは、先ほど聞きました不動産売払収入ですが、これから売れる見込みだというふうな計上だと思いますが、それが売れる見込みということで間違いがないのか確認します。

○委員長（坪田智十司） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 私からは、財産売払収入の部分について答弁いたします。

実は、この会計、収支、予算同額という関係上、完成した土地、そして売り払いの一番要求できるような第5区画第3旭町分譲地の分を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 総務課長。

○公営企業局副理事・総務課長（石田武男） お答えをいたします。

借入金の総額は、平成17年度末残高で14億5,002万8,834円、それで平成18年度末の残高を予定しておりますのは14億4,275万782円と予定しております。利率につきましては1.625%。

以上でございます。

○委員長（坪田智十司） 斉藤委員。

○委員（斉藤孝昭） 約14億5,000万円を毎年借りて、毎年返すというふうな方法でやっていると思いますが、借り入れ先の銀行はどちらなのかお知らせください。

また、先ほど聞いた旭町の第何団地だかなのですけれども、売れる見込み

があるのかと聞いたのですが、それをお答えしていただきませんでしたので、もう一度お聞きします。

○委員長（坪田智十司） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） お答えいたします。

借り入れ先については、みちのく銀行でございます。

それと、売り払いの件ですけれども、あくまでも購入希望者が出てくることを期待している状態でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（坪田智十司） 斉藤委員。

○委員（斉藤孝昭） それでは、この14億5,000万円、一時借入金は14億5,000万円ですが、その他で造成事業の借入金も多分あると思いますが、総額で幾ら用地造成事業で借金があるのか。また、この全部返すまでの期間を何十年先と設定しているのかお知らせください。

○委員長（坪田智十司） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 先ほど総務課長が答弁いたしました赤字額の14億5,000万円ほどが全額の借金でございます。

それで、返済できるめど、期間ということですがけれども、毎年度一般会計からの繰入金、平成19年度は3,000万円でございますけれども、その中から利息を支払いいたしまして、そしてその残をその借入金に充てているという形での繰返しということになりますので、14億5,000万円を大体今までの経緯でありますと、年間1,000万円弱ということでの返済しかできておりませんので、単純に割り返しまして、申しにくいのですがけれども、140年ぐらいということになるかと思えます。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） それでは、議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算について説明いたします。

まず、予算書の1ページ、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万4,482戸、年間総給水量は698万2,954立方メートルを見込んでおり、主要な建設改良事業としては、簡易水道統合整備事業、配水管整備事業及び簡易水道施設改良事業を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は15億7,081万1,000円、水道事業費用は15億5,071万2,000円計上しており、収支差し引きいたしますと2,009万9,000円収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、5ページの予算実施計画を参照いただきたいと存じます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は3億1,094万2,000円、次のページになりますが、資本的支出は8億401万4,000円計上いたしており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億9,307万2,000円は、本文の括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額978万9,000円を初めとする各財源で補てんするものであります。詳細につきましては、6ページ、7ページの予算実施計画に記載しております。

次に、第5条、企業債についてであります。これは前条の資本的収入の企業債1億3,850万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものであります。ごらんの表のとおりとなっております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を1億2,500万円と定めております。

次に、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と管理者の公債費を計上しております。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

次に、第8条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を6,940万

5,000円としているものであります。

次に、第9条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修原材料の購入限度額を1,180万円と定めております。

以上、予算の概要についてご説明いたしました。財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上であります。

○委員長（坪田智十司） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

4ページの水道料金ということで13億円ぐらい計上しているのですが、これも下水と同じように、まだ各地域ばらばらだったと思います。このままでいくのかどうか、見直しをお願いいたします。

○委員長（坪田智十司） 総務課長。

○公営企業局副理事・総務課長（石田武男） お答えをいたします。

水道事業における合併協定書の中身は、新市における水道料金については、合併時は現行どおりとし、合併後5年以内をめどに統一するというふうになっておりますので、現段階では5年以内に統一ということしか言えない状況にあります。

以上です。

○委員長（坪田智十司） 横垣委員。

○委員（横垣成年） なるべく料金の低いところに合わせて調整するようお願いいたします。質疑を終わります。

○委員長（坪田智十司） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坪田智十司） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案

のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坪田智十司) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時25分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

臨時委員長 川 端 澄 男

委員長 坪 田 智十司